

中小企業向け
Q & A 集
(下請 1 1 0 番)

本中小企業向けQ&A集（下請110番）使用にあたっての注意事項

1. 本Q&A集は、中小企業の方々が取引を行う上で直面するであろうトラブルや疑問点をいくつか取りあげ、基本的な考え方や留意点を示すことにより、解決への一助となることを目的としています。皆様にわかりやすく理解していただくために、法律の細かい解説は一部省略しておりますので、ご了承ください。

2. 実際の紛争は少し事情が異なるだけで結論がまったく異なってしまう場合もあります。実際の紛争は、このQ&Aで取り上げた単純なものでなく、当事者や個別事情が絡み合い複雑な様相を呈していることが多いと思います。そのため、実際に行動する場合は、このQ&Aを参考にしつつ、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家に御相談するようにして下さい。

なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、親事業者等に情報が漏洩しないよう厳重に注意しておりますが、中小企業庁又は最寄りの経済産業局に相談していただいても結構です。

2. また、中小企業庁、経済産業局及び下請かけこみ寺では、皆様方の、債権回収代行はできませんが、債権回収のための助言はさせていただきますので、遠慮無く相談してください。

下請かけこみ寺では、無料弁護士相談を紹介、下請代金法の問題であれば、必要に応じて経済産業局中小企業課又は公正取引委員会に連絡し、建設業法に係わる問題であれば、地方整備局、県の建築課等の相談窓口を紹介しております。

3. また、下請かけこみ寺本部では、中小企業の取引における紛争について、裁判によらずに調停によって当事者が話し合いにより迅速な解決を図るADR手続も無料で実施しています。

4. 本Q&A集では、下請事業者をA社、親事業者をB社、その他の事業者をC社・D社と表現しています。

省略用語

1. 下請代金支払遅延等防止法・・・下請代金法
2. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律・・・独禁法
3. 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法・・・・・・・・・・物流特殊指定
4. 公正取引委員会・・・公取委

中小企業向けQ&A集（下請110番）目次

第1章 下請代金法関係

1 総論

下請かけこみ寺の相談業務について
下請事業者にとって下請代金法を学ぶ意義
下請代金法が適用される取引
下請代金法が適用される製造委託
下請代金法が適用される修理委託
下請代金法が適用される情報成果物作成委託下請
代金法が適用される役務提供委託
下請代金法違反の疑いがある場合の対応
下請代金法の適用除外の行為
下請取引適正化のためのガイドライン
下請取引適正化の取り組み
商社介在の時の親事業者
システム開発の人材派遣
トンネル会社の利用

2 見積り

一定率の値下要請
大幅な値下要請
原材料の高騰による単価値上
単価値上要請
運送業者の役務提供委託
大幅な数量の減少

3 発注

発注書面の不交付
仮単価による発注
電子発注の要請
ソフトウェアの受領拒否

4 受領・返品・やり直し

一方的な納期設定による受領拒否
カタログからの抹消による損害
不当なやり直し
変更指示による部品の不具合の発生

受入検査
不当な給付内容の変更
発注取消
不当な設計変更
見積にない追加作業
瑕疵担保期間を越えるやり直し
瑕疵担保

5 支払い：減額・支払遅延・割引困難手形・有償支給材の早期決済

不当な値引要求
検査後の支払
代金回収
代金未払
継続役務の支払
設計料の支払遅延
金型代の支払
瑕疵による支払い留保
やり直しと同時の変更依頼
支払日の繰り延べ
値引要請
手数料名目による減額
代金の減額
情報成果物の値引
修理代からの手数料の控除
手形払から現金払への変更
ソフトウェアの開発代金
一定割合の損害負担
5ヶ月手形の交付
160日手形の交付

6 下請け事業者への要請

ユニホーム着用の強制
機械リースの強制
大量の無償支給材料
金型の長期保管
実験費用の負担
試作品の費用負担
金型の修理費の負担

派遣社員の人件費
従業員の派遣要請
秘密漏洩

第2章 独占禁止法関係

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の
不公正な取引方法の適用
不当な値引き分の返還要求
単価引下の遡及適用
購入強制
木型代の立替金
梱包材の回収費用
不当な契約条項
検品作業の負担
共同研究開発

第3章 民法・商法関係

履行遅滞による損害賠償
運送契約の不履行に基づく損害賠償
金型破損の損害賠償
クレームの責任と損害の負担
部品の瑕疵による製品の損害
図面に指示の無い箇所に対するクレームと損害賠償
契約成立前の費用の負担
発注の停止
入札による発注停止
契約の終了
一方的な取引終了
契約の取り消し
開発費の負担

第1章 下請代金法関係

1 総論

【区分】総論

【類型】総論

下請かけこみ寺の相談業務について

下請かけこみ寺があると聞き、相談しようと思いますが、どのような相談に応じてもらえるのでしょうか。また、相談すると問題を解決してくれるのでしょうか。

1 相談内容

中小企業者（個人事業者も含みます。）からの取引に関する相談（取引あっせん、経営、金融、雇用に関する相談は除きます。）であれば、業種を問わず相談に応じます。

下請代金の代理回収を行うことはできませんが、回収のための各種アドバイス（無料弁護士相談もあります。）をさせていただくことで、債権回収ができた事例もあります。

2 問題の解決

下請かけこみ寺に相談ただけで、直ちに問題が、自動的に解決するというものではありません。

しかし、相談者が下請かけこみ寺の相談員に解決したい問題を相談することにより、解決の糸口を見つけられる場合があります。

下請かけこみ寺では問題解決に必要な方法等について助言します。

下請代金法違反の場合、行政処分が行われる例や、特に悪質な場合には、公取委から勧告された例もあります。

《ポイント》

●中小企業の取引に関するご相談は、業種にかかわらず、「下請かけこみ寺」までお気軽にご連絡ください。

●「下請かけこみ寺」は、相談者の秘密を守り親身に対応します。

【区分】 総論

【類型】 総論

下請事業者にとっての下請代金法を学ぶ意義

下請代金法は、「下請いじめ」を行った親事業者にやめさせるために取り締まる法律であると聞きましたが、下請事業者も知っておいた方が良いでしょうか。

下請代金法第1条は、「親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めています。

下請代金法においては、親事業者と下請事業者との関係は、最初から親事業者が優越した立場にあるという特殊な関係であることを踏まえ、親事業者に対してする4つの義務（書面の交付等）と11の禁止事項（支払遅延、減額、買いたたき等）を定めています。

下請代金法により規制を受けるのは親事業者ですが、例えば、商慣行という名の下に長年にわたり継続してきた取引方法が、実は、下請代金法に違反していた、といった事例もあることから、下請事業者も下請代金法の仕組みを十分理解した上で、親事業者と取引してください。

従来から下請事業者が取引先の親事業者の下請代金法違反を発見しても、それを直接親事業者に指摘すれば、取引において不利益を受ける場合があり、下請事業者は中小企業庁や公取委に対してなかなか申告することができず、取り締まりが困難であるという実情があるようです。

だからと言って、下請代金法違反を放置しては、ますます下請代金法違反が増加してしまいます。そこで、下請事業者も、親事業者は、本来どのような義務を負っているのか、どのような行為を行えば、下請代金法に違反するかしっかり監視を行う必要があります。

そのために、下請事業者も下請代金法を理解する必要があります。

《ポイント》

- 下請代金法は、下請いじめを防止するための法律です。
- 下請企業の権利を守るために、下請代金法を学んでください。

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法が適用される取引

下請代金法が適用される取引とはどのようなものですか。

規模の大きな会社が小さな会社等と行う取引について下請代金法では、適用されるための要件の1つとして、「親事業者と下請事業者との資本金区分」を決めています。さらに、「取引内容」も定めています。

「親事業者と下請事業者との資本金区分」と「取引内容」を両方満足している取引が下請代金法の適用対象となります。

1 資本金区分

親事業者、下請事業者の定義（第2条第7項、第8項）

- ① 物品の製造・修理、プログラムの作成、運送・物品の倉庫における保管等

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人含む）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人含む）

- ② 情報成果物作成・役務提供委託（①を除く。）

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下（個人含む）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下（個人含む）

2 取引内容

下請代金法が適用される取引は、以下の4種類の取引があります。

- ① 製造委託

製造委託は、仕様を決めて製造や加工を外注することです。（詳しくはQ4参照）。

- ③ 修理委託

修理委託は、修理業者が他の事業者修理を外注する場合です。（詳しくはQ5参照）

③ 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託は、情報成果物（プログラム、映像等、文字、図形等）の作成を外注する場合があります（詳しくはQ 6 参照）。

④ 役務提供委託

役務提供委託は、受託した役務提供（サービス）を外注する場合があります（詳しくはQ 7 参照）。

《ポイント》法令の根拠

●下請代金法の適用範囲は、製造業に限らず、サービス業やソフトウェア開発業等広範にわたります。

●下請代金法第2条第1項～第4項

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法が適用される製造委託

下請代金法が適用される製造委託とはどのような取引ですか。

製造委託とは、物品（製品、半製品、部品、附属品及び原材料を含む）の規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して製造（加工を含む）を依頼する場合をいいます。規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならないが、本法の規定では、親事業者が下請事業者に委託する取引を対象としているので、規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工などをさせた場合には対象となり、さらにカタログ品でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合には、「製造委託」に該当する。

下請代金法が適用される製造委託には、以下の4つの類型があります。

1 販売用物品の製造委託

事業者が「物品の販売」を行っている場合に、その物品（金型含む）の製造を他の事業者に依頼する場合です。

2 受託生産用物品の製造委託

事業者が「物品の製造」を請け負っている場合に、その物品の製造を他の事業者に依頼する場合です。

3 修理に必要な物品の製造委託

事業者が「物品の修理」を行っている場合に、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に依頼する場合です。

4 自家使用・自家消費物品の製造委託

事業者が「自家使用・自家消費する物品の製造」を行っている場合に、その物品の製造を他の事業者に依頼する場合です。例えば、自社での販売等を目的とせず、自社で使用又は消費する物品の製造（無料配布するパンフレット等）を反復継続して行っている事業者がその物品の製造を他の事業者に依頼する場合にも下請代金法が適用されます。

以上の他に金型の製造を他の事業者に依頼する場合にも下請代金法が適用されます。

下請代金法の適用は、取引先ごとに、取引内容ごとにみる必要があります。

《ポイント》 法令の根拠

●物品の規格や品質等を指定して、製造を委託すると「製造委託」に該当します。

●下請代金法第2条第1項

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法が適用される修理委託

下請代金法が適用される修理委託とはどのような取引ですか。

下請代金法が適用される修理委託には、以下の2つの類型があります。

1. 物品（製品、半製品、部品、附属品及び原材料を含む）の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ依頼すること。

例えば、自動車修理業者が請け負った自動車の修理を他の事業者へ依頼する場合。

2. 事業者がその使用する物品を自家修理している場合に、その修理の行為の一部又は全部を他の事業者へ依頼することをいいます。

例えば、自社の工場で使用している機械の修理を社内でも行っている場合であって、その修理を他に事業者へ依頼する場合。

なお、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行う修理も含まれます。

法令の根拠

- 下請代金法第2条第2項

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法が適用される情報成果物作成委託

下請代金法が適用される情報成果物作成委託とはどのような取引ですか。

1 「情報成果物」とは、以下の3種類があります。

- ① プログラム。例えば、パソコンを動かすOSやアプリケーションソフト、家電製品の制御プログラムなどです。
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの、例えば、テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなどです。
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらの色彩との結合により構成されるもの、例えば、ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、コンサルティングレポート、雑誌広告などです。

2 下請代金法が適用される情報成果物作成委託には、次の3つの類型があります。

- ① 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に依頼する場合

下請代金法では「提供」とは、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行う等の方法により、他者が利用することです。

例えば「情報成果物の提供を業とする」事業者としては、プログラム開発業者、テレビ局、プロダクション、出版社、広告物制作会社、デザイン制作会社、設計会社等があります。

ここで注意すべきことは、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の付属品（例えば、家電製品の取扱説明書の内容）として提供する場合、制御プログラムとして物品に内蔵して提供する場合、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計等を商品に形をかえて提供する場合等を含むことです。

単独で提供する場合だけだと、家電メーカーは、取扱説明書の内容という文書の提供や製品の制御プログラムの提供を業として行っているとは考え難いからです。

ここで重要なのは、例えば、物品の製造委託を行う企業が商品の形態、容器、包装等に使用するデザインの作成を委託する場合、自らは、これらのデザインの提供を業としていなくても、デザインを商品とともに業として提供しているといえるので、情報成果物作成委託に該当するということです。

- ② 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ依頼する場合
この類型は、受注した情報成果物を外注する場合です。例えば、プログラム、デザイン、文書等情報成果物の作成を受注した事業者からその全部又は一部の作成を外注される場合です。

- ③ 自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ依頼する場合

自家使用の情報成果物の作成委託では「作成」を「業として行っている」ことが要件とされています。

例えば、事務用ソフトウェア開発業者が社内で使用する会計ソフトウェアを作成する場合、ビデオ制作会社が自社の社員研修用ビデオを自ら作成する場合は、「会計ソフトウェア」は「事務用ソフトウェア」の範囲内に、「社員研修用ビデオ」は、一般的な「ビデオ」制作の範囲内にあるとし、業として作成を行っているといえ、いずれも情報成果物作成委託に該当します。

《ポイント》法令の根拠

- 製造委託と同様に、プログラム等の仕様を指定し、作成を委託する場合「情報成果物作成委託」に該当します。
- 下請代金法第2条第3項

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法が適用される役務提供委託

下請代金法が適用される役務提供委託とはどのような取引ですか。

役務提供取引の対象は役務です。「役務」という言葉は、一般にはあまり聞き慣れない用語です。「サービス」は、下請代金法の適用対象になり得ますと言った方がわかりやすいでしょう。サービスというと、例えば、運送、清掃、コンサルティング、製品のメンテナンス、倉庫の保管業務、等世の中には、たくさんのサービスが事業として行われています。

役務提供委託は、役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に依頼する場合に該当します。

次に下請代金法が適用されない取引について述べます。

例えば、『荷主と運送業者』や『ビルオーナーと清掃業者』の関係は、自己目的の実現（「荷物を移動したい。」「ビルを掃除したい。」）のための取引であり、下請関係（『運送業者と下請運送業者』、『清掃業者と下請清掃業者』）が成立していないことが分かります。こうした取引関係は、「自ら用いる役務委託」と呼ばれ、下請代金法の適用から外れます。

《ポイント》 法令の根拠

- サービス業の「ビルオーナーと清掃業者」の関係のように、下請関係が成立しない場合は、下請代金法の適用を受けません。
- 下請代金法第2条第4項

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法違反の疑いがある場合の対応

A社は、取引先（親事業者）のB社から「下請いじめ」を受けています。下請代金法違反の疑いがあるときは、どうすれば良いのでしょうか。

1 中小企業庁・経済産業局及び公取委への通報相談

親事業者から下請代金法に違反の疑いのある「下請いじめ」を受けている場合は、最寄りの経済産業局中小企業課又は公取委に相談してください。匿名での相談も受け付けています。

最寄りの経済産業局中小企業課及び公取委は、A社から「下請いじめ」の詳細（いじめの内容、時期、金額等）や当該事実を証明する書類等（発注書、指示書等）をお聞きし、B社の違法性を確認します。法令違反の疑いがある場合は、B社に対する立入検査等を実施し、違反の事実が認められた場合は、改善指導を行います。また、中小企業庁（取引課）への通報も考えられます。中小企業庁取引課においても、経済産業局中小企業課と同様な手続きを行います（下請代金法第9条第2項）、場合によっては、中小企業庁長官が公正取引委員会に対し、措置請求（下請代金法第6条）を行う場合もあります。

公取委では、調査結果によって、親事業者に対し、必要な措置をとるべきこと等を勧告します（下請代金法第7条）。

2 下請かけこみ寺に対する相談

下請代金法に違反の疑いがある場合は上記1と2の方法がありますが、下請代金法の対象となる取引かどうかがよく分からない場合や下請代金法の対象とならない取引で困るときは、まずは下請かけこみ寺に電話して相談してみてもいいかもしれません。

《ポイント》法令の根拠

●「下請いじめ」を受けた方は、最寄りの経済産業局中小企業課又は公取委や「下請かけこみ寺」に相談して下さい。匿名での相談も受け付けています。

●下請代金法6条、第7条、第9条

【区分】 総論

【類型】 総論

下請代金法の適用対象外の行為

下請代金法の適用を受けない取引というのは、他に何の規制も受けないのでしょうか。

下請代金法の適用を受けない取引であっても、以下の規制を受ける場合があります。

1 建設業法

建設業を営む者が、業として請け負う建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる契約については、建設業法が適用されます。

2 独禁法の不公正な取引方法（優越的地位の濫用）

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不利益を与える行為は禁じられています。（独禁法第19条、一般指定14項）。

3 物流特殊指定

「荷主」と「物流事業者」の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「特定荷主」と「特定物流事業者」の運送依託又は保管委託の取引において、代金の支払遅延、減額、買いたたき等を禁止しています。（独禁法第19条）

4 大規模小売業の特殊指定（大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法）

「大規模小売業者」による「納入業者」に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、商品の納入に対して、不当な返品、不当な値引き、納入業者の従業員等の不当使用、不当な経済上の利益の收受等を禁止しています。（独禁法第19条）

《ポイント》 根拠法令

●下請事業者との取引については、下請代金法以外にも、独禁法や建設業法等の法律があります。

●建設業法・独禁法第19条

【区分】 総論

【類型】 総論

下請取引適正化等の推進のためのガイドライン

経済産業省、国土交通省や総務省などが作成した「下請取引適正化のためのガイドライン」について教えてください。業種によってガイドラインが有ったり無かったりする理由も教えてください。公取委の下請代金法に関する運用基準とはどのように違うのですか。

- 1 経済産業省、国土交通省や総務省が作成し、公表している「下請取引適正化のためのガイドライン」は、親事業者一下請事業者間のwin-winの関係を構築するため、下請代金法等で問題となりうる行為や下請取引に関するベストプラクティス事例（理想的な良い取引関係）や望ましくない取引慣行について業主別にわかりやすく例示し、業界を挙げて適正取引に取り組むことを目的としています。

平成21年3月31日までに以下の11業種について策定されており、それ以外の業種についても、今後の追加策定が検討されています。

- ①「素形材産業」、②「自動車産業」、③「産業機械・航空機等」、④「繊維産業」、⑤「建材・住宅設備産業」、⑥「情報通信機器産業」⑦「情報サービス・ソフトウェア産業」、⑧「広告業」、⑨「建設業」、⑩「トラック運送業」、⑪「放送コンテンツ」

公取委の下請代金法に関する運用基準は、下請代金法の対象となる全業種に適用されるものとして、違反行為の未然防止が重要であることにかんがみ、留意事項を公表しています。

- 2 上記ガイドラインのない業種の対応

現時点において、該当する「下請取引適正化等の推進のためのガイドライン」がない業種の場合は、類似するものを参照して下さい。ガイドラインがない業種についても、最終的には公取委の下請代金法の運用基準を参考にして下さい。

《ポイント》

●下請取引適正化のためのガイドラインは、下請取引の適正化の実現に向けた、業界全体としての取組みを支援するための指針です。業種別に作成されていますので、是非、お読みください。

【区分】 総論

【類型】 総論

下請適正化の取組み

A社は親事業者であるB社から下請いじめを受けていて下請代金法に違反している疑いがあるが、それをB社に指摘した途端、取引を切られてしまう心配があります。どのように対応したらよいのですか。

1 下請代金法違反の取り締り

A社は、B社が下請代金法に違反していても、それを直接訴えれば取引を打ち切られる可能性があるため、泣き寝入りをしています。

こうしたことを無くすため、公取委や中小企業庁は、親事業者に対する書面調査の実施を順次拡大し、その親事業者の取引先の下請事業者にも書面調査を行い、違反状況の把握に努めるとともに、立入検査等を実施するなど「違反の発見」に工夫を行っています。

また、匿名での相談の受付も随時行っています。

2 是正のためのシステム

下請代金法違反是正のための手段としては、①従来の中小企業庁や公取委の行政機関による取り締まりに加えて、②全国にある下請かけこみ寺への相談、③経済産業省、国土交通省や総務省等による下請取引適正化等の推進のためのガイドラインの普及啓発、④親事業者による下請代金法の社内研修会等の方策が試みられています。

下請事業者が下請かけこみ寺に下請代金法違反の疑いのある行為を相談したり、中小企業庁や公取委からの書面調査に下請代金法違反の疑いのある行為を回答することにより、中小企業庁や公取委が行う調査のきっかけを与える等の積極的な働きかけを行うことが重要です。

3 対応

下請事業者の方々も、直接対決は避け、より合理的な方法で親事業者の下請代金法違反の是正に努めて下さい。

《ポイント》

●公取委・中小企業庁や「下請かけこみ寺」への相談内容等は、厳重に管理され、決して外部に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

商社介在の時の親事業者

A社（資本金 300 万円）は、1 億円の包装機械の製作を商社B（資本金 2,000 万円）から外注を受け、B社に納品しましたが、消費税分を払ってくれない上に、手数料を引かれました。そもそもの発注元のC社は大手メーカーですが、今回の取引には、間に商社Bが入っており、B社からA社に発注されています。

下請代金法では、商社が下請取引の間に入る場合は、実質的に委託を行っているのか（製品仕様、下請代金の決定等）、単に事務手続の代行を行っているにすぎないのか（注文書の取次、請負代金の請求等）、商社の取引の実質により取扱いが異なります。

本事例では、商社B社が実質的に発注を行っている場合は、B社が親事業者に該当し、事務代行のみであるのならば、C社が親事業者となります。

次に、事業者の資本金をみます。

A社は資本金 300 万円ですから、親事業者の資本金が 1 千万円を超える場合に下請代金法が適用されることとなります。

B社が親事業者と認められた場合、B社は、資本金が 2, 000 万円ですので、下請代金法の適用を受けることとなります。

その場合、発注書に記載された代金から、消費税や手数料が差引かれているのであれば、下請代金法の「減額」に該当するおそれがあります。

なお、C社が親事業者に該当するのであれば、C社の資本金を調べることになります。

法令の根拠

●下請代金法第 2 条第 9 項、同法第 4 条第 1 項第 3 号

【区分】下請代金法・労働者派遣法

【違反類型】適用の有無

システム開発の人材派遣

A社は、B社が行っているシステム開発に5人を出して、B社内においてシステム開発を行っていますが、これは労働者派遣なのか、あるいは、請負として下請代金法の適用を受けるのか、どちらでしょうか。

労働者派遣か、請負かを区別するためには、システム開発の態様が問題となります。

すなわち、労働者派遣とは、派遣元に雇用されながら、派遣先の直接指揮命令を受ける関係がある場合をいいます。本事例では、5人のシステムエンジニアは、A社に雇用され、B社の現場でシステム開発作業に従事しているわけですが、B社の従業員から直接指揮命令を受けていれば、それは労働者派遣ということになり、A社は、労働者派遣登録をして、派遣元としての義務を負うことになります。

一方、A社の責任者から作業を指示され、5人が自分の担当するシステム開発を行っている場合は、まさにプログラムの請負であると考えられます。この場合は、それぞれが区分されたシステムを分担して、担当していることを示す帳票があると明確です。この場合は、資本金区分と取引内容の要件を満たしていれば、下請代金法が適用されます。

労働者派遣法に基づく労働者派遣に対しては下請代金法は適用されない扱いとなっています。

法令の根拠

●下請代金法、労働者派遣法

【区分】下請代金法

【違反類型】トンネル会社・減額

トンネル会社の利用

A社（資本金 5,000 万円）は、B社（資本金 4 億円）から部品の製造を受託してきましたが、B社の指示により、B社の子会社C社（資本金 1 億円）から受注することになった途端、検査が厳しくなり、不合格品は 10%引きで引き取るという運用が行われるようになりました。

A社の資本金が5,000万円でありC社が1億円であることから、資本金基準を満たしておらず一見すると、下請代金法の適用から外れる取引の様に見えますしかし、C社は、B社の子会社であることから、「トンネル会社」の適用が問題となります。

トンネル会社規制とは、親事業者が直接下請事業者に委託をすれば下請代金法の対象となる場合に、当該親事業者が下請代金法の適用を逃れるために、故意に資本金の小さい会社を取引の間に入れることを防止するものです。

トンネル会社に該当する要件は、①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（議決権が過半数を超える場合、実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合等）、②C社がA社に全量または相当部分を再委託すること（額又は量の50%以上）であり、この2つの要件に合致した場合は、C社は親事業者とみなされ、下請代金法の適用を受けます。

C社が親事業者となった場合、検査を恣意的に厳しくして、不合格品を10%引きで引き取るという行為は、「減額」に該当するおそれがあります。

近年、グループ経営が増えていることから、トンネル会社規制に留意する必要があります。

法令の根拠

●下請代金法第2条第9項

2 見積り

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき

一定率の値下要請

A社（資本金1,000万円）は、B社（資本金1億円）が製造するペットボトルに印刷加工する仕事を受託し、長年継続的に行っています。今回、B社からの15%の単価の引き下げに対して、A社は7%であれば対応できると提案したものの、15%下げなければ仕事を引き上げると言われ困っています。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本事例では、B社が単価の引き下げが一方的に決めようとしていることが下請代金法の「買ったたき」に該当するかどうか問題となります。

一般的に、「買ったたき」に該当するか否かは、下請代金の額の決定にあたり、下請業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況などを総合的に判断することになります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第5号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき

大幅な値下要請

A社（資本金 50 万円）は、タッチパネルのメーカーB社から、部品を支給され組立てのみを請け負っています。注文書はもらっていません。

B社の資本金は分かりませんが、ある大手の電機メーカーの 100%子会社で、資本金は1、000 万円を超えています。

最近、加工費を今までの半分にすると言われ困っています。どうしたらいいのでしょうか。

A社とB社の取引は、B社の資本金額を確認して、1,000 万円を超えている場合は下請代金法の資本金基準を満たすこととなり、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

なお、子会社の資本金が 1,000 万円以下であっても、電機メーカーが子会社を介して、A社と取引を行っていると思われる場合は、子会社等が親事業者と見なされ、本法が適用されます。

相談によれば、発注時に書面が出されていないことから、3 条書面の不交付に該当し、また、現行加工賃を半分にするという引き下げ要求が、「買ったたき」に該当するかどうか問題となります。

一般的に、「買ったたき」に該当するか否かは、下請代金の額の決定にあたり、下請業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況などを総合的に判断することになります。

法令の根拠

●下請代金法第 3 条、第 4 条第 1 項第 5 号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき

原材料の高騰による単価値上

鋳造業であるA社（資本金3億円）は、自動車メーカーB社（資本金1千億円）からエンジン部品の製造委託を受けていますが、原材料が高騰したため、値上げの交渉を行いました。何度か協議したものの、折り合いがつかず、B社からどうしても値上げするというのであれば、発注を取りやめると言われました。B社の対応に問題はないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

一般的に、「買ったたき」に該当するか否かは、下請代金の額の決定にあたり、下請業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況などを総合的に判断することになります。

契約を誰と結ぶかは、最終的には発注側の裁量に委ねられますが、相談者としては、取引を引き続き継続したいという意志や、原材料の高騰分を転嫁できなかった場合、今後の生産活動に支障を来すなどの窮状を訴え、発注側と十分な意思疎通を図ることが大切であると考えます。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第5号

【区分】下請代金法

【違反類型】受領拒否・買ったとき・不当な給付内容の変更

単価値上要請

A社（資本金1億円）は、B社（資本金100億円）から電子部品の基板の組立てを行う仕事を請け負っています。材料はB社から支給されるのではなく、A社が商社に注文して仕入れています。今年になって単価の値上げの話をしたら、それから注文がストップして困っています。

B社に材料を引き取ってくれるよう申し入れています。担当が変わったということで相手にしてくれません。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。本件では、発注書面の内容を確認することが必要です。

一般的に、「買ったとき」に該当するか否かは、下請代金の額の決定にあたり、下請業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況などを総合的に判断することになります。

A社からの値上げ要請に対してB社が発注停止を行ったものですが、既に発注していたものについて、発注書面に記載されている契約内容をA社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、取消した場合は、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。また、既に発注した製品を下請事業者が納入した場合に、親事業者は下請事業者の責任がないのに受領を拒むと「受領拒否」に該当するおそれがあります。

さらに、契約上、納期が予め材料を仕入れておくことを前提に設定され、かつ、当該材料が他に転売や活用ができない特殊なものである場合は、B社に対して引き取りを求めたり、損害賠償請求を行うことも考えられます。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第1号、第5号、同条第2項第4号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき

運送業者の役務提供委託

運送業者A社（資本金 500 万円）は、運送業者B社（資本金 1 億円）から商品の配送を受託していますが、従来 1 日 1 便でしたが、今後は 1 日 3 便に増やすとの要請を受けました。A社は、従前の代金では対応できないことから、B社に対して、輸送費、人員の増加が必要であるとして、新たに見積書を提出しましたが、A社が求めた値上額の 10 パーセントほどしか値上げを認めてくれません。下請代金法に違反しないのですか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「役務提供委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本事例では、下請代金法4条1項5号に定める「買ったたき」に該当するかどうか問題になります。

一般的に、「買ったたき」に該当するか否かは、下請代金の額の決定にあたり、下請業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法や通常支払われる対価との乖離状況などを総合的に判断することになります。

B社は、A社と下請代金の額の決定にあたり、十分な協議が行われず、かつA社が見積書で提示した増加額の10パーセントしか認めなかったということですが、それが1回の配送から3回の配送に変更になった場合の対価として著しく低い額であったと判断される場合は、「買ったたき」に該当するおそれがあるということになります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第5号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき・不当な給付内容の変更

大幅な数量の減少

A社（資本金1億円）は、B社（資本金1千億円）から電子部品の製造を受託しています。新製品向けの部品として10万個の発注を受け、A社は、10万個分の材料を調達しましたが、1万個を納品した時点で、他の部品の瑕疵が発見され、結果的にB社は、新製品の製造を断念しました。このため、A社は、発注の取り消しを受けてしまい、B社は、9万個の半数の材料をA社の仕入れ価格で引き取ったものの、当初10万個を前提に見積もった単価でしか支払ってくれませんでした。9万個の残り半数の材料代と、10万個を前提とした単価と1万個分しか発注しなかったときの単価との差額を支払ってもらうことはできませんか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

相談内容からは、本件発注部品と他の部品の瑕疵の関係が明らかではありませんが、10万個の発注に関してA社に帰すべき責めがないにもかかわらず、1万個に削減されているのであれば、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

さらに、「買ったたき」も問題となります。買ったたきは、本来値決めの時点で問題となるものですが、本事例では、値決め後の事情により価格を算定した際の事情に大きな変動が生じたケースです。このような場合には、再協議を行うべきであり、再協議を行わず、当初の単価を押しつけることは「買ったたき」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第4号、第4条第1項第5号

3 発注

【区分】下請代金法

【違反類型】3条

発注書面の不交付

A社は、運送会社であるB社から運送を請け負っていますが、B社からは品物を積み込まないと数量、重量等が判明せず、配送ルートもわからないため、発注内容が決まらないということで、発注書面を渡してもらえません。配送し、積荷を下ろした後に、金額等の明細が記載された書面を渡されていますが、このような取り扱いでよいのでしょうか。

本事例が下請代金法の適用を受けるためには、資本金基準と取引内容の要件を両方とも満たすことが必要です。

下請代金法の適用を受ける場合は、B社は、発注時に下請代金法第3条に定められた事項を記載した書面を下請事業者に交付する義務があります。

発注時に発注内容が定まらない正当な事由がある場合は、決まっている事項だけを記載した当初書面を交付し、内容が定まった後に追加して補充書面を交付すれば良いことになっていますが、品物を積み込むまで数量等が判明せず、配送ルートもわからないという状況は「発注内容が定まらない正当な事由がある場合」とは認められません。いずれにせよ、発注時に何も交付しないことは、下請代金法第3条違反に該当するおそれがあります。

「内容が定められないことにつき正当な理由がある場合」とは、取引の性質上、当初の委託時点では具体的な内容を定めることができないと客観的に認められることが必要である点に注意する必要があります。

法令の根拠

●下請代金法第3条第1項、同条同項但書

【区分】下請代金法

【違反類型】 3 条

仮単価による発注

発注時に正式な単価が決められない場合は、仮単価等正式な単価でないことを明示した上で、仮単価による発注をしても差し支えないでしょうか。

発注時に発注内容が定まらない正当な理由がある場合は、決まっている事項だけを記載した当初書面を交付し、後に内容が定まった時点において補充書面を交付することは可能です。

ただし、その場合においても、当初書面には単価を決められない理由や単価が決定する予定期日等を記載する必要があります。

なお、当初書面に仮単価を記載し（仮単価であることを明示した上で）、後に補充書面により正式単価を示すことも可能です。

単価が決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載できる場合には、下請代金の額が決められないことにつき「正当な理由がある」とはいえない点注意して下さい。

法令の根拠

●下請代金法第 3 条第 1 項、同条同項但書

【区分】下請代金法

【違反類型】 3 条

電子発注の要請

A 社（資本金 1 千万円）は、B 社（資本金 2 億円）から機械部品の製造を受注しています。従来、B 社は、書面による発注を行っていましたが、発注の合理化を理由にパソコンによる電子受発注に切り替えると通知してきました。

A 社には、パソコンを扱える者がいないことから、従来どおり書面による方法をお願いしたいと伝えましたが、パソコンによる方法でないと取引をしないといってきました。どのように対処したらよいのでしょうか。

本事例は親事業者・下請事業者の両者が資本金基準を満たしており、下請代金法が適用される「製造委託」と考えられます。

下請代金法では、親事業者は、発注時に発注書面を交付しなければならないということを定めていますが、書面に代えて電子発注を行うこともできます。ただし、下請事業者の承諾が必要であり、無理に強制したり、従わないことを理由に不利益を課すことは問題があります。使用する電磁的方法の種類（電子メール等）と内容（ワード等）を下請事業者に示した上で、書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要とされています。

また、承諾後であっても使い勝手が悪い等の理由から、下請事業者から書面に戻すよう要望があった場合は、親事業者は、もとの方法に戻さなければいけません。

法令の根拠

●下請代金法第 3 条第 2 項

【区分】下請代金法

【違反類型】受領拒否

ソフトウェアの受領拒否

A社（資本金 1 億円）はソフトウェアの開発会社ですが、自動車をデザインするためのソフト開発の一部をB社（資本金 1 千億円の自動車メーカー）から受託しています。2 年前にB社から受託したソフトを本年 4 月に完成させ、B社に納品したところ、内容は満たしているが、社内方針が変わったとの理由で採用をしないと通知がきました。どうしたらよいのでしょうか。

このソフトウェアは、自動車に内蔵されるものではないので、B社はソフトウェアの提供を業としてはいえませんが、

しかし、B社は自ら同種のソフトウェアの開発を業として行っているのであれば、下請代金法の資本金基準を満たしているため、自家使用する情報成果物作成委託に該当する取引と考えられます。

契約どおりに成果物が完成しているにもかかわらず、B社の社内方針変更というA社の都合によらない理由で採用しないことは、「不当な受領拒否」に該当するおそれがあります。

また、下請代金法の適用を受けない取引であっても、一方的な契約解除に対して、債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことができる可能性があります。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 1 号

4 受領・返品・やり直し

【区分】下請代金法

【違反類型】受領拒否・減額

一方的な納期設定による受領拒否

A社（個人）は、B社（資本金5千万円）から衣料品の縫製を受託していますが、いつも一方的に納期を決められています。今回発注された分についても、10日後の納期が一方的に定められ、A社はアルバイトを増員し、納期に8割方は収めました。残りの納品は納期の2日後になってしまいました。

B社は、納期遅れを理由に、衣料品の受取を拒否しましたが、その後、2割引きであれば引き取ってもよいと言われ、A社は、やむなくその条件で引き取ってもらいました。このようなことが許されるのでしょうか。

本事例は資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当するので、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社が納期遅れの分を受領しなかったことが「受領拒否」に該当するか否かが問題となります。

A社は納期に遅れていますが、納期遅れの原因は、B社による無理な納期の押しつけにあることが容易に推測されることから、受領拒否の禁止に違反するおそれがあるといえます。

また、納期遅れを理由に下請代金を2割減額していますが、納期遅れにより商品価値の低下が明らかな場合は、客観的に相当と認められる額を減じることが認められる場合もありますが、本事例ではB社が無理な納期設定を行っている以上、そのような減額は認められないと考えられます。

一方的に無理な納期を設定された場合、納期遅れを理由として受領拒否や代金減額を行うことは禁止されます。まずは、適正な納期を認めてもらうことが重要です。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第1号、第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】

カタログからの抹消による損害

資本金300万円のA社は、B社（資本金50億円）との間で「自転車置場」の製造委託を受けました。

B社は、A社の自転車置場が掲載されているカタログを作って国内営業を展開していましたが、翌年のカタログにはA社の自転車置場は掲載されず、翌年の6月を最後に発注がゼロになりました。

A社は、自転車置場の製造に必要な材料を調達していたため、仕入れた材料（500万円）がデッドストックになっています。

B社は、カタログから削除する際に、ファックスしたと言っていますが、A社は受けた事実はありません。在庫等について何とかならないでしょうか。

本事例は資本金基準を満たしており、B社のカタログにA社の名前ではなくB社の名前で自転車置き場を掲載している場合には、下請代金法の「製造委託」に該当するので、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社から注文を受け、A社が材料を調達して自転車置場を製造する場合、注文分については取引が中止となっても材料代はもとより、製造した自転車置場の製造代金の請求も可能であり、正当な理由なく受領を拒めば、下請代金法の受領拒否の禁止に、受領後に支払期日までに支払わなければ同法の支払遅延の禁止に該当するおそれがあります。

A社がB社からの注文もないまま、見込みで材料を調達していた場合は、B社と材料の引き取り交渉を行ってください。

両者の間に継続的契約が締結されており、カタログの更新により従来から一定数量の発注が想定されていた場合については少し事情が変わるでしょう。例えば、B社がカタログ掲載の削除をA社に通知しなければ、契約上の付随義務を根拠に材料代の損害賠償を求める余地がありますが、実際に解決できるかどうかは弁護士に相談する必要があります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第1号、第2項第4号

【区分】下請代金法・建設業法

【違反類型】不当なやり直し

不当なやり直し

A社（資本金 500 万円）は、体育館建設を受注したB社（資本金 3 億円）から、鉄骨加工(工場製作)を請け負いました（組立てはB社が行う。）。A社は、設計図のとおり鉄骨を加工し、現場に納品しました。製品検査では問題はありませんでしたが、A社が製造に着手した後に、他の部材の設計変更があり、その結果、納品した鉄骨をその部材にはめ込むことができず、再度やり直しを命じられました。やり直しに要した費用及び増加した輸送費をB社は支払ってくれません。

鉄骨加工は、工事現場での設置など築造が伴う場合には、建設業法の対象となります。

本事例においては、鉄骨の組立て（建て方）は、請負の対象となっていないことから、B社が施主から受託した建設工事のうち鉄骨加工部分をA社に外注という形で製造委託をしたこととなります。

したがって、本事例は、資本金基準を満たしており、下請代金法の適用対象となる取引と考えられます。なお、A社が工場製作と設置工事をいわゆる材工一式工事として、建設工事の請負契約を締結しているのであれば、建設業法が適用されます。

次に「不当なやり直し」についての検討を行います。

相談によれば、A社は、B社の設計図のとおり製造したにもかかわらず、B社が事後に一方的に部材変更を行っていることから、A社の責めに帰すべき事由はないものと考えられます。

ため、B社は「不当なやり直し」の禁止に違反しているおそれがあり、この場合、やり直しに係る費用は、B社が負担すべきこととなります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第4号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延・返品

変更指示による部品の不具合の発生

A社（資本金 3,000 万円）は、B社（資本金 3 億円超）から製造機械に組み込まれる部品を製作し、既製の金具に取り付けて納品する仕事を受注しました。金具はB社の指示したものを使用していましたが、納品したものの金具部分に亀裂が発生しました。このため納入した全量が返品され、さらにB社は修理にかかった費用の半額の負担をA社に求めています。

B社との取引には契約書はなく、今回の発注も注文書と設計図や仕様書を示されただけです。B社との話し合いで注意すべき点を教えてください。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、発注に際して必要事項を記載した注文書を交付していないことから、下請代金法第3条違反に該当します。

また、下請代金法では、納品した製品に下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、返品を認めていませんが、本事例では、金具部分の亀裂がA社の責めに帰すべき理由があるかどうかのポイントとなります。B社が指定した金具自体に不具合があったのか、取り付け方に問題があったのか、B社に対して亀裂の原因に関する根拠を示す資料等を提示するよう求めるべきです。

さらに、やり直しに要した費用をA社に請求している点です。下請代金法では、下請事業者の責めに帰すべき事由がないのにやり直し費用を負担させることを禁止しています。

また、A社に瑕疵が無い場合、部品を受領した日から起算して60日以内に下請代金を支払わない場合B社は支払遅延に該当するおそれがあります。

納品した物に瑕疵等が発見された場合、原因と責任を見極めることが大切です。仕様・作業内容・指示内容等に照らして異常・瑕疵があるのか、それは誰の責任なのかをしっかりと確定することが大切です。

法令の根拠

●下請代金法第3条、第4条第1項第2号、第4号

【区分】下請代金法

【違反類型】返品

受入検査

A社（資本金1億円）は、B社（資本金100億円）から製品の部品の製造を受託しています。A社が製造する部品には、B社が全数受け入れ検査を実施するものと、検査が省略されているものと2種類があります。

B社は、受入検査では発見できなかった部品の瑕疵について、納品から1年を経過しても返品してきます。また、受入検査を省略しているものについても同様に返品してきます。このような返品は許されるのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社の行為が下請代金法に規定する「返品の禁止」に該当するかが問題となります。

返品することのできる期間は、直ちに発見できる瑕疵の場合には、発見次第速やかに返品する必要があります。

また、直ちに発見できない瑕疵について、その瑕疵が下請事業者には責任がある場合は受領後6か月以内であれば返品することができます。

ただし、一般消費者に対して品質保証期間を定めている場合は、その保証期間に応じて最長1年以内の返品が許されます。

次に、受入検査を省略した部品については、受入検査を放棄したとみなされ、返品は許されません。このため、受入検査を省略した部品については、いかなる返品も許されないことになります。

受入検査について、下請事業者には文書で委任せず、口頭で委任したにすぎない場合も、返品が許されないことに注意が必要です。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第4号

【区分】下請代金法

【違反類型】3条書面

不当な給付内容の変更

運送会社A社（資本金 500 万円）は、運送会社B社（資本金 1 億円で元請けC社の子会社）の運送業務を受託していますが、発注は、毎年 3 月にB社から（事務はC社から）翌年度の年間包括の「作業依頼書（注文書）」、「詳細表（運送区間（コース）、運賃）」により行われています。作業は、各コース毎に毎日 1 便、午後 6 時～7 時にB社の各支店に着車し、翌日午前 6 時に指定場所に荷降ろしするものです。

相談は、年間包括で委託を受けている運送が突然、減便となることです。当日の午後にいきなり電話でキャンセルが入るというもので、運転手の予定が狂うし、収入減にもなってしまふことから、止めさせたいのですが。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「役務提供委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

先ず、年間包括の「作業依頼書」や「詳細表」に運行便の内容（運行路線、便数など）が具体的に記載されているか確認する必要があります。

具体的に記載されている場合は、A社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、実際の作業内容がこれと異なる場合は、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

契約上も契約当事者間で一旦決めた内容は、新たに当事者で変更内容について合意しない限り、一方的に変更はできないのが原則です。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 2 項第 4 号

【区分】下請代金法

【違反類型】3条書面・不当な給付内容の変更

発注取消

Aは、個人事業主のデザイナーです。B社は、資本金1,500万円のカタログのデザイン等を行う会社です。B社は、大手印刷会社から通信販売用のカタログの作成を受注し、B社は、そのデザイン等をAに再委託しました。

発注書面や依頼書はありませんでしたが、Aは、B社から預かったデータをもとにデザイン製作作業に着手しました。

その後、元請けの大手印刷会社からB社の再委託先（即ちA）に不安があるとして、仕事が中止となったとB社から作業の中止が伝えられ、代金を払えるかどうか分からないと言ってきました。Aは、作業日数から算出した費用30万円の請求書を出す旨をB社にメールしましたが、何の連絡もなく困っています。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、Aに発注書面を出していないことから、3条書面の未交付となります。

さらに、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注を取り消した場合は、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第3条、第4条第2項第4号

【区分】下請代金法

【違反類型】不当な給付内容の変更・やり直し

不当な設計変更

A社（資本金 1,000 万円）は、B社（資本金 5,000 万円（A社からの情報））から、プラスチックの成型品を製造するための金型の製造を請け負いました。下請代金は、A社が提出した見積書に記載された 450 万円です。B社は、納品前に金型の形状変更や設計変更を指示し、A社はそれに対応してきましたが、その後も、度々設計変更や、納品後の不具合等をいつてきました。

B社は、下請代金の 450 万円は支払いましたが、設計変更分の 20 万円については、支払方法が「20 日毎の翌々月 5 日支払」であることを理由に、後から発注した設計変更分の 60 万円と一緒に翌月に支払うと言ってきました。

ところが、その後、B社から書留郵便が送付され、設計変更分の 20 万円と 60 万円は支払わないと伝えてきました。どうしたらよいのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

設計変更や不具合の対応をした時の発注書面を確認する必要がありますが、B社は、費用を負担せずに、発注内容の変更を行わせているのであれば、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

また、A社に責任がないにもかかわらず、無償でやり直しを求めたのであれば、「不当なやり直し」に該当するおそれがあります。

仮に、設計変更分の下請代金が、20 日毎の翌々月 5 日支払われたとしても、「支払遅延」に該当する可能性があります。

法令の根拠

●下請法代金第 4 条第 2 項第 4 号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき・不当な経済上の利益提供・不当な給付内容の変更

見積にない追加作業

A社（資本金 700 万円）は、B社（資本金 1 億円）から B社が設置する自動販売機の修理を請け負っています。

- （１）B社は、10 年前の作業単価を据え置き値上げに応じてくれません。また、見積に記載されていないやり直し作業を要求されることも多く、それに応じた場合にも費用を支払いません。
- （２）A社が研究した自動販売機の設置に関する設計図や金型を出すように言われ無償で提出しました。その後、B社がその設計図や金型を無断で使用して別の作業を行っていることが判明しました。
- （３）自動販売機の設置工事を頼まれて作業機械や人員を準備したところ、突然キャンセルされ、費用を支払ってくれません。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「修理委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

（１）作業単価の値上げに応じない事について、十分な協議を行わず、通常支払われる単価に比べて著しく低い場合、「買ったたき」に該当するおそれがあります。

（１）見積にない追加作業の代金不払いと（３）発注の取り消しは、A社に責任が無いのであれば、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

（２）設計図等の無償提供は、A社の利益を不当に害するものであれば、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

（１）は、異議を出さずに作業したことが、無償を承諾していたと評価される可能性があることから、契約外であり、別途費用が発生することにつき、事前に相互の合意確認を行うことが望ましいですが、メール等により痕跡を残しておくことが重要です。（２）、（３）についても、所有権が自社にあることを前提とした使用料の請求メールや、キャンセルで生じた損害金に係る代金請求メールを送付しておくことなどが重要です。

法令の根拠

- 下請代金法第 4 条第 1 項第 5 号、第 4 条第 2 項第 3 号・第 4 号

【区分】下請代金法・民法・商法

【違反類型】減額・不当なやり直し

瑕疵担保期間を越えるやり直し

A社は、資本金4,000万円でシステム開発をしています。が、工作機械に内蔵するソフトウェアの作成について長年取引している企業B社（資本金10億円の工作機械メーカー）があります。

システム開発にはバグがつきもので、不具合があるとその分を減額されます。普通、瑕疵担保責任は1年ですが、B社からは、4年前にやったものでも不具合が出てくれば、A社の責任だとして減額されます。

このような契約は、おかしいのではないかと思います。どうでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請代金法では、親事業者が下請事業者に対して、通常の検査で瑕疵（瑕疵とは通常有する品質を備えないことをいいます。プログラムでは、例えば帳票に本来反映されるべき数値や内容が表示されない場合などが考えられます。）又は給付内容と異なること（仕様違い等）を直ちに発見できない場合（具体的なデータを入力するなどしてプログラムを稼働させなければ判明しない場合と考えられます。）、無償でやり直しを求めることができる期間は、物品等の受領日から最長1年以内とされています。

このため、①1年を超えた場合又は②親事業者がユーザー等に対して1年を超える瑕疵担保期間を契約している場合であって、親事業者と下請事業者の間でそれに応じた瑕疵担保期間を予め契約で定めていない場合や定めている場合であっても後者の期間が前者の期間を超える場合、やり直しに係る費用を親事業者が全額負担しない場合は、「不当なやり直し」に該当します。

また、当初の契約に、不具合があった場合「やり直し」することが明記してあるにもかかわらず不具合の部分を減額するのは、下請代金法の「減額」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第3号、第4条第2項第4号

【区分】下請代金法

【違反類型】発注書面の不交付・不当なやり直し・減額

瑕疵担保

A社（資本金1千万円）は金型の製作をB社（資本金3億円）から受注して納品しましたが、良品ができないとして、ペナルティ500万円を支払えと言われています。発注は、口頭によるやり取りだけで、注文書等の書面の取り交わしは行っていません。

なお、金型の代金は、口頭見積りでは250万円とされています。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は発注書面を交付していない点で法第3条違反となります。

また、良品ができないという理由が仕様との関係で「不当なやり直し」に該当するかが問題となりますが、B社は「やり直し」を求めています、ペナルティを求めています。この500万円のペナルティを下請代金から差し引けば、「減額」にも該当するおそれもあります。

一般的に、目的物に瑕疵があった場合は、注文者は相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求できます。また、注文者は、瑕疵の修補に代えて、または、その修補とともに、損害賠償の請求もできます。本事例については、口頭発注だけで契約書や注文書がないことから、双方に賠償額の予定があったとも考えられず、請負代金の倍のペナルティは高額であると考えられます。根拠等について注文者と十分な協議を行う必要があります。

なお、「金型」の瑕疵が、B社が供した材料によるものか、B社の与えた指図によって生じたときは、A社がその材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかった場合を除き、担保責任はないと考えられます。

書面による発注を取り交わすことが、本事例のような納品時のトラブルをなくす最善の方法です。本事例については、ペナルティの額が妥当かどうか疑義もあることから、相手先と十分な協議を行う必要があります。

法令の根拠

- 下請代金法第3条、第4条第1項第3号、第4条第2項第4号
民法第420、632、634、636条

5 支払い

【区分】下請代金法

【違反類型】書面交付義務・支払遅延

不当な値引要求

A社は（資本金 1, 000 万円）、コンピュータシステムのメンテナンス等を行っていますが、同業者であるB社（資本金 3 億円）から受注したソフトウェアの設計の作業費用約 500 万円が未収となっています。

B社からの値引き要求に対して、A社が断ったことから、下請代金を支払わないといっています。

なお、発注書面はなく、代金は見積書を提出して口頭による合意で決定されています。

A社の資本金は 1, 000 万円、取引先B社の資本金は 3 億円であり、同業社間のソフトウェア開発の委託（情報成果物作成委託）であることから、下請代金法の資本金基準と取引内容の要件を満たしていると考えられます。

B社の行為は、発注を行った際、交付すべき発注書面がないことから、3 条書面の交付義務違反であること、注文してからA社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず代金の値引を要請し、A社が断ったことを理由に未だ代金を支払っていないことから、「支払遅延」に違反するおそれがあります。

しかし、発注書面がないことから、実際にどのような条件で依頼を受けたのかが明らかではないことから、発注書面に代わる仕様書や納期、代金等が記載されている書面やメールやファックスのやり取りを整理してから、相談していただくと良いでしょう。

法令の根拠

- 下請代金法第 3 条、同法第 4 条第 1 項第 2 号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

検査後の支払

A社（資本金 3 億円以下）は、B社（資本金 10 億円）から制御盤の製造委託を受け、工事業者のC社に引渡し、工事を行い、その後にB社が試運転調整を行います。

B社が発行する仕様書に制御盤の規格や試運転調整の検査項目等が記載されています。さらに、A社は、B社と「基本契約書」を締結し、「やり直し」についても規定しています。

こうした、取引の流れに沿って、B社は、代金支払を契約時に 10%、現地納入時に 70%、試運転調整後（90 日後）に残りの 20%をそれぞれ支払う旨の「社内規則」を作り、これを実施しようとしていますが、B社の支払い方法は問題がないのでしょうか。

A社とB社の取引は、資本金基準を満たしており、制御盤の製造委託に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請代金法では、物品等を受け取った日を起算日とし、検査の有無に係らず、60 日以内に 100%支払わなければなりません。ただし、A社側に瑕疵等があった場合は、B社は無償の「やり直し」を求めることができます。この場合、B社は、再納入日を起算日として 60 日以内に代金を支払う必要があります。

また、「やり直し」をさせる場合は、発注書等に「機能」の内容が予め具体的に示されている必要があります。

支払遅延は、「下請事業者の責に帰すべき理由」という親事業者の免責要件がないことから、理由の如何を問わず、支払期日までに下請代金を全額支払わなければなりません。

以上のことから、B社の支払方法は、下請代金法に違反しているおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

代金回収

A社（資本金2億円）は、B社（資本金8億円）から製品の発注を受け、設計・製造を行いB社に納品しました。B社は納品検査までしましたが、代金を支払ってくれません。

売掛金を回収するにはどうすればいいですか。相談は、匿名でお願いします。

A社とB社の取引は、資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当するので、下請代金法が適用される取引と考えられます。

ご相談の売掛金の回収については、以下の2つの対応が考えられます。

一つは、製品を納品後60日以内に下請代金を支払わなければ、下請代金法の「支払遅延」に該当するおそれがあります。

B社に下請代金法第4条第1項第2号に違反するおそれがあることを伝え、代金支払の交渉をしてはいかがでしょうか。

もう一つは、「下請かけこみ寺」が実施する調停や裁判による方法です。ただし、調停、裁判ともに取引先との関係において匿名性を維持して進めることはできません。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】書面交付義務・支払遅延

代金未払

A社（資本金 1,000 万円）は、測量業を営んでおり、同業のB社（資本金 1 億円）から、測量業務を受注しましたが、請負代金を支払ってもらえません。受注の経緯等は、次のとおりです。

- ① 本年 1 月に、2 月 10 日納期、請負代金 90 万円の測量業務依頼が口頭であり、業務終了後の 2 月 15 日に発注書をもらいました。発注書の請負代金は、「打ち合わせによる」と記載されていました。
- ② 本年 3 月 5 日の発注書により受注しました。請負代金は口頭で 80 万円と示され、発注書には前回と同様に「打ち合わせによる」となっていました。追加作業が 30 万円あったことから、合計で 110 万円となります。

A社が上記請負代金 200 万円を請求しても入金がなかったことから、督促したところ、B社は、①の取引分は 5 月に払う、②の取引分は 7 月に払うとの回答でしたが、12 月になっても入金がありません。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、また、測量業務は役務提供委託に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、発注書面を業務終了後に交付しており、代金の額も明らかにしていないことから、下請代金法の 3 条の発注書面の交付義務に違反しています。

また、B社は、役務を提供した日から 60 日以内に代金を支払っていないことから、「支払遅延」（下請代金法 4 条 1 項 2 号）にも該当しているおそれがあります。

B社に下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号に違反するおそれがあることを伝え、代金支払の交渉をしてはいかがでしょうか。

法令の根拠

●下請代金法第 3 条、第 4 条第 1 項第 2 号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

継続役務の支払

運送事業者のA社（資本金 800 万円）は、運送事業者のB社（資本金 5,000 万円）と取引を行っています。A社は、B社から毎月支払いを受けていますが、支払条件は、B社が請求書を月末にまとめて締め切り、翌々月末払いとなっています。これは下請代金の支払が 60 日を超えている場合に該当しないでしょうか。

また、発注については、契約書と個別の指示書により実施されていますが、法令上、不足する書類等がありますか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、また、役務提供委託に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請代金法では、原則として物品等の受領日（又は役務提供の日）から 60 日以内に代金を支払わない場合は「支払遅延」に該当します。このため、「当月末日締切、翌々月末日支払」では「支払遅延」に該当します。

しかし、役務提供委託において長期間にわたり役務が連続して提供される場合は、以下の 3 つの要件を全て満たす場合は、月単位で設定された締切対象期間の末日に役務が提供されたこととして扱うことから、締切後 60 日（つまり、月末締切日から起算して 60 日）以内の支払が認められます。

- 下請代金の支払いが「当月末日締切、締切後 60 日以内の支払」であることについて、予め下請事業者と合意され、発注書面（契約書を含む）にその旨記載されていること
- 発注書面（契約書を含む）に、下請代金の額（算定方式でも可）が明記されていること
- 下請事業者が、連続して提供する役務が同種のものであること

発注書は、具体的な注文行為がなされている場合は、特に名称等にはこだわりません。「契約書」及び「個別の指示書」に下請代金法第 3 条に基づく記載すべき事項（給付内容、下請代金の額、支払期日等）が全て記載されていれば、問題はありません。

法令の根拠

●下請代金法第2条の2、第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

設計料の支払遅延

A社（資本金 3,000 万円）は、設計業者のB社（資本金 20 億円）から建設工事に必要な建築物の設計図の作成を受託しました。B社は設計図の作成も建設工事に関わるものであり、下請代金法の適用外と解釈し、設計図を受領したにもかかわらず、未だに代金を支払っていません。

設計図の作成は下請代金法の適用となると聞きましたが、支払遅延とはならないのですか。

A社とB社の取引は、資本金基準を満たしており、設計図の作成は「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

このため、B社は設計図を受領した日から 60 日以内に定めた支払期日に代金を支払わないと「支払遅延」に該当することとなります。B社に下請代金法第4条第1項第2号に違反するおそれがあることを伝え、代金支払の交渉をしてはいかがでしょうか。

法令の根拠

●下請代金法 4 条 1 項 2 号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

金型代の支払

A社（資本金 100 万円）は、B社（資本金 2,000 万円）から部品と金型を受注することとしましたが、B社からは金型代金は、部品に上乗せして部品代の請求と一緒に精算すると言われましたが、それでよいのでしょうか。

金型の製造に関する委託がなされた場合は、金型を受領した日から60日以内に定めた支払期日に金型代金の全額を支払わなければ下請代金法に違反します。

なお、本事例は、部品と当該部品を製造するための金型の製造をともに発注し、支払いは部品代金の中に金型代金を含めるという（即ち、3条書面の給付内容が「部品」のみになっている）契約内容であることが推定されます。①こうした契約を結ぶ際は、3条書面の給付内容に「部品」と「金型」とを両方記載するか、②部品取引と金型取引を分けて契約するよう親事業者と十分な交渉を行う必要があります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

瑕疵による支払い留保

A社(資本金2億円)は、B社(資本金10億円)から製品の部品の製造を委託され納品しましたが、B社が先月組み立てた製品の一部に瑕疵が見つかったため、現在、原因を調査中であるとして、下請代金の支払を留保されています。当該製品の部品数は数百もあり、原因がはっきりするまで何ヶ月も下請代金の支払いを留保されることは、下請代金法上問題ではないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、数百ある部品の一部に瑕疵があったことを理由に、A社に対する下請代金の支払いを留保していますが、A社が納品した部品に瑕疵があったか否かが判明していない以上、支払いを留保する正当な根拠は認められないと考えられます。

したがって、当初定めた支払期日を過ぎて、なお、B社が下請代金を支払わなかった場合は、「支払遅延」に違反するおそれがあります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

やり直しと同時の変更依頼

A社（資本金3億円）は、B社（資本金100億円）から金型の製造を受託し納品したところ、不具合があったとして、やり直しをすることになりましたが、同時に一部仕様変更がありました。このため、やり直しに要する期間と仕様変更に対応する期間を考慮し、再度、納期が設定されました。

B社からは、仕様変更に伴う追加費用は支払ってもらいましたが、代金の支払いは、やり直し期間を考慮に入れたとしても60日を超えてしまいました。

仕様変更が行われると代金の支払いがどんどん遅れてしまいますが、問題はないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

不具合に対してやり直しを求めることは認められていますが、本事例では、やり直しと仕様変更が同時に生じたことから、仕様変更に要した期間だけ納品が遅れ、結果的にA社への支払いが、やり直しを考慮しても、本来支払われるべき期日を超えてしまったものです。

やり直しがA社の瑕疵によるものであっても、仕様変更はB社の都合によるものであることから、下請代金の支払いが、やり直しを考慮した支払期日を超えた場合は、「支払遅延」に該当するおそれがあるものと考えられます。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】購入強制・不当な給付内容の変更・支払遅延

支払日の繰り延べ

A社（資本金 300 万円）はゴム製品加工業を営んでおり B 社（資本金 10 億円）から製造委託を受けている。

A 社は B 社から中古機械をリース契約していたが、買取りを求められやむなく買い取った。

発注は、電話等で納期を連絡されるが、注文書に記載された納期と異なる場合が度々ある。支払方法は、毎月末日納品、翌月末日支払であるが、実際には、翌々月末日に繰り延べられることもあり困っている。

こうした中、B 社から「事業再編に伴い、A 社との取引を終了する」旨の文書が突然送られてきて困っている。

A 社と B 社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B 社の行為は、注文書に記載している納期と異なる納期を電話等により指示し、下請事業者の不利益に変更しており、「不当な給付内容の変更」、また、実際の納期を遅らす場合には「受領拒否」、これに伴う「支払遅延」、実際の納期を前倒しして短くする場合には短納期発注による「買いたたき」等のおそれがあると考えられます。

さらに、設備の「購入強制」のおそれもあります。

次に、「取引停止の通知」については継続的取引契約期間内であれば「事業再編のため」が中途解約事由に該当するのか、また、これがやむを得ない事由にあたるかなどを検討する必要があります。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 2 項第 4 号、法第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

値引要請

A社（資本金 500 万円の運送業者）は、B社（資本金 5,000 万円の運送会社）から製品の運送を請負っていますが、長年、売り上げの 10%の値引きを受けており、値引額の総額は 2,500 万円位になります。

契約書には値引に関する記載はありません。最近の分だけでも返してもらいたいと思っているのですができるでしょうか。

A社とB社との取引が資本金基準を満たしており、「役務提供委託」に該当するので、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注後に下請代金の額を減ずることは、協力金や歩引き等の名目の如何を問わず、「下請代金の減額」に該当するおそれがあります。

B社に下請代金法第4条第1項第3号に違反するおそれがあることを伝え、値引額返還の交渉をしてはいかがでしょうか。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

手数料名目による減額

A社（資本金 1, 200 万円）は、荷主のC社（食品メーカー）が出資した子会社の運送業者B社から、C社の貨物の運送を委託され請け負っています。

A社とB社との契約書に、手数料 3%を運送代金から差し引くと規定した事項があることから、毎月の運送代金の支払い時に 3%が差し引かれています。

手数料を差し引く行為は法律に違反するのではないのでしょうか。

本事例は、B社の資本金が 3 億円超であれば、下請代金法の適用対象の取引となります。

下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、発注時に決定した下請代金の額を発注後に減ずる行為は、手数料等の名目を問わず、「下請代金の減額」に該当するおそれがあります。これは、当初に下請事業者と協議して合意した金額であったとしても、その内容が下請事業者の責任のない理由により下請代金から減じるものであれば減額として問題となりうることに注意が必要です。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 3 号

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

代金の減額

A社（資本金 200 万円）は、食品会社B社（資本金 2 億円）との間で、和菓子の製造委託契約を締結しました。1 個 40 円で契約し、書面を作成しましたが、B社は現在の売り上げ状況から支払う単価は 1 個 30 円にしてくれといってきました。

A社は、30 円では赤字となってしまうことから断ったところ、1 個 30 円の契約にするから、契約書をすぐ持ってくるように言われました。どうしたらいいでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。下請代金法では、瑕疵の存在や納期遅れ等、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることは禁止されており、発注後いつの時点で減額しても本法違反となります。B社に対して、1 個 40 円の単価を 30 円に一方的に引き下げるという行為は、「代金の減額」に該当するおそれがあることを伝えて、価格の交渉を行ってはいかがでしょうか。

法令の根拠

●下請代金法第 3 条、第 4 条第 1 項第 3 号

【区分】下請代金法

【違反類型】書面交付義務・減額・支払遅延

情報成果物の値引

A社は、広告のデザインを営んでいる資本金1,000万円の会社です。

A社は、広告業者B社（資本金が8,000万円）から展示会用写真と説明を入れたパネル作成を依頼され、代金の見積書を提出しました。発注は担当者同士で電子メールや口頭での話し合いで行われ、書面を取り交わすことはありませんでした。

代金は、書面でも口頭でも取り決めをしていませんでしたが、A社は、提出した見積書の金額で発注されたと思っており、代金を請求したところ、B社は、見積金額から値下げしなければ支払わないと言っています。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社の行為は、発注を行った際、交付すべき発注書面がないことから、3条書面の交付義務違反であること、注文してからA社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず代金の値下げ要求を行っており、下請代金の「減額」に該当するおそれがあります。

このままB社が支払期日を経過しても支払わなければ、「支払遅延」にも該当することになります。

法令の根拠

●下請代金法第3条、同法第4条第1項第2号、第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】第5条

修理代からの手数料の控除

A社（資本金1億円）は、住宅設備の販売と修理を業としている会社です。B社（資本金5億円）は、全国展開しており、全国の一般消費者から住宅設備機械の修理を受け付け、A社のような修理事業者に仕事を紹介しています。

A社は、B社から紹介を受けた顧客との間で修理の契約が成立する度にB社に手数料を支払っています。

さらに、B社が受注した住宅設備機械メーカーからの修理をA社に委託する場合があります。

この2つの取引について、下請代金法は適用されるのでしょうか。

同じ月に顧客の紹介と修理の委託が同時に生じた場合、A社にとっては紹介の手数料を別に支払うのは面倒なので、B社に修理代金から手数料を差し引いてもらうことは問題ないのでしょうか。

顧客紹介の都度、手数料を支払うという取引は、一種の役務取引ではありますが、B社が顧客から受託した役務取引をA社に再委託するわけではありませんので、下請代金法の適用は受けません。

B社が受注した住宅設備機械メーカーからの修理をA社に委託する取引は、資本金基準を満たしており、住宅設備機械の修理契約ですので下請代金法における「修理委託」に該当します。

また、同じ月に修理受託と顧客紹介が同時に生じた場合、修理代金から手数料を差し引いてもらうことは、顧客紹介の事実があり、契約が成立しているのであれば、下請代金法上問題とはなりません。きちんとそれらの書類を残しておくことが重要です。下請事業者にとってもそれらの書類に紹介の事実や契約の成立を明確に記載しておくことが重要です。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第3号、第5号

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

手形払から現金払への変更

A社（資本金 500 万円）はB社（資本金 1 億円）から製造委託を受けており、取引の決済条件は、120 日をサイトとする手形払いでしたが、先月から現金払に変更してもらえることになりました。

しかし、今月は、下請代金額に 6% を乗じた金額を下請代金から差し引いた金額が支払われました。これは下請代金法違反ではありませんか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本事例は、下請代金の支払方法を手形から現金に変更した際の金利相当額の取扱いに関する相談です。先月から現金払に変更されたということから、先ず、発注時にA社から交付される3条書面の「支払方法」欄が、「手形払」から「全額現金払」に変更されていなければなりません。

さらに、「全額現金払」であることから、3条書面に記載された下請代金額から金利や割引手数料等の相当額を差し引いて支払った場合は、下請代金法上の「減額」に当たるおそれがあります。

なお、参考事例として、手形払を基本とするものの、下請事業者からの求めにより一時的に現金払を行う場合があります。この場合は、自社の短期調達金利相当額であれば差し引いても良いとされています。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 3 号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

ソフトウェアの開発代金

ソフト開発を営むA社（資本金 1,000 万円）は、同業のB社（資本金 1 億円）から、会計システム設計（総額 5,000 万円）を請け負いました。

A社は、契約どおり、1 回目支払日分の 700 万円を請求し、その数ヶ月後に 2 回目支払日分の 300 万円を請求しましたが、B社は支払期日に代金を支払わなかったことから、何回も督促したところ、200 万円のみが支払われました。

このままでは、開発を続けても代金を支払ってもらえるかわかりません。どうすればよいのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、ソフトウェア開発であることから「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

ただし、受託物が未だ完成していないと思われることから、第2回目の支払期日に支払わなかったことが直ちに下請代金法の問題となるわけではありません。契約中でシステムの特定部分の納品期日が、それぞれ第1回目と第2回目の期限が定められている場合は、「支払遅延」となる場合があります。

A社は、契約が存続する限り、契約の履行を中止することはできません。そこで、A社は、B社の契約違反により契約を解除するか、代金の支払いを求め、支払わない限り、ソフト開発を停止する旨を通知するなどの方法により代金の支払いを促すことが考えられます。

第2回目も300万円のうちの200万円は支払われているのですから、次の支払いを促し、100万円をプラスして支払わせることを確約させるなどして、契約を存続させる方向で交渉した方がよいでしょう。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

一定割合の損害負担

A社（資本金1億円）は、B社（資本金15億円）から電子部品の製造を受託していますが、契約書には、検査を省略し、瑕疵の有無にかかわらず、下請代金から3パーセントを損害賠償として差し引くとする条項があります。当社は、毎月この条項に従って下請代金から3パーセント相当額が引かれています。契約書に定められているので仕方がないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、契約書上検査を省略していますので、A社が納品した物品等に瑕疵があっても返品はできません。やり直しもできないと考えられます。

上記契約の規定は、瑕疵の有無にかかわらず、つまり損害の有無にかかわらず、下請代金から一律3パーセント相当額を差し引くという内容になっているわけですが、下請代金法は、そのような合意にかかわらず、下請事業者の責に帰すべき事由によらずに当初定めた下請代金から減額することを禁止しています。

したがって、下請代金から3パーセントを損害賠償として差し引くとする規定が実施されれば、直ちに下請代金法の「減額」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】割引困難な手形の支払・支払遅延

5ヶ月手形の交付

A社(資本金1億円)は、金型、プラスチック成型品の製造販売を営む会社ですが、自動車関連部品メーカーのB社(資本金10億円)から金型とプラスチック部品の製造を受注しました(金型製造は500万円、プラスチック部品製造は月10万円。)

支払条件は、月末〆翌月末日サイト5か月の手形払いですが、金型代金の500万円は24回分割で毎月21万円払いとなっています。

このため毎月の支払いは、金型代金21万円とプラスチック部品代金10万円を合算した31万円をサイト5か月の手形で支払われています。

この支払方法に、問題はないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本事例においては、以下の2つの問題があります。

一つは、B社が5か月という長期サイトの手形で支払っていることです。

下請代金法では、120日を超える長期サイトの手形を「割引困難な手形」と位置付け、下請代金の支払いとして交付することを禁じています。

もう一つは、金型代金を24回分割払いにしていることです。金型の製造委託を行った場合、親事業者は、金型を受領して60日以内に下請代金を全額支払わないと「支払遅延」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第2号、法第4条第2項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】割引困難な手形の交付・支払遅延

160日手形の交付

A社（資本金 5,000 万円）は、B社（資本金 4 億円）から金属加工の発注を受けていますが、発注先の支払いが、当月末日翌々月 10 日支払です。支払は手形でなされ、手形のサイトが 160 日です。しかも、他府県の振出人の回し手形であり振出日から 30 日後に裏書きされ、受領したため、手形を換金するのに余計な費用がかかって困っています。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

親事業者は給付を受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請代金法違反となりますが、B社の支払制度では受領から 60 日を超えることがあるため、支払遅延のおそれがあります。

また、支払いが手形による場合は、手形サイトが 120 日（繊維業は 90 日）を超える長期手形の交付は禁止されています。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 条第 2 項第 2 号

6 下請け事業者への要請

【区分】下請代金法

【違反類型】購入強制

ユニフォーム着用の強制

A社（資本金 500 万円）は、B社（資本金 2, 000 万円）が請け負ったレジヤールランド（全体）の清掃作業を委託されることになりましたが、B社から、レジヤールランドが営業時間中の清掃作業時にはレジヤールランド指定のユニフォームを着用することになっていることから購入するよう要請がありました。これは受けなければならないのでしょうか。

購入強制とは、親事業者が発注した内容を維持するために必要である等の正当な理由がないにも関わらず、親事業者の指定する製品・原材料等を下請事業者に対して強制的に購入させることをいいます。

したがって、本事案は、レジヤールランドが営業時間中の清掃作業は入場者から見えるところでの清掃作業であり、レジヤールランド指定のユニフォームの着用は「注文の内容を維持するために必要」であると考えられることから、「購入強制」には該当しないものと判断されます。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 6 号

【区分】下請代金法

【違反類型】利用強制

機械リースの強制

A社（資本金 1,000 万円）は、B社（資本金 1 億円）の製品の部品の製造を受託していますが、新製品の部品の発注を受けるに当たり、B社の子会社から製造機械のリースを受けるよう指示されました。

新製品の製造は、A社が保有する既存の機械に若干手を加えれば、製造可能であることは、B社の担当者も認めています。リースを受けないと新規の発注を受けられなくなるだけでなく、従来の発注も受けられなくなるかも知れないことから、受けざるを得ないとは思っていますが、何かよい方法はないでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本件は下請代金法の「利用強制の禁止」に該当するかどうかが問題になります。

利用強制とは、事実上下請事業者が利用を余儀なくされたか否かによって判断されます。A社は、仮に、断れば、新製品の部品だけでなく、従来の部品の発注を失うかも知れないという状況にあるわけですから、実質的に選択の余地はなくリースすることを余儀なくされていると考えることができ、B社の行為は利用強制の禁止に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第 4 条第 1 項第 6 号

【区分】下請代金法

【違反類型】不当な経済上の利益提供の要請

大量の無償支給材料

A社（資本金 500 万円）は繊維メーカーであるB社（3, 000 万円）から白生地を無償支給され、染色の委託を受けています。

B社からは、約1年分の注文に必要な白生地をまとめて支給され、保管に困っています。何か法令上の問題があるのではないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

原材料を大量に支給することが下請代金法で禁止される「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するかが問題となります。

A社とB社の契約内容を確認する必要がありますが、無償支給であることから、A社が金銭上の負担を強いられているわけではありませんが、1年分の原材料を支給されることにより、A社は、在庫期間中はその倉庫を有効に活用ができなくなるおそれがあり、倉庫を借りた場合は、倉庫費用を負担しなければなりません。このため、「不当な経済上の利益提供の要請」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】不当な経済上の利益提供の要請

金型の長期保管

A社（資本金1億円）は、B社（資本金100億円）から継続して製品の部品の製造委託を受けていますが、現在製造中の金型はもちろん、生産を中止した製品の部品の金型を数年以上にわたり、ずっと保管し続けています。これらの金型の所有権はほとんどがB社です。

大きな金型については、自社の倉庫では入りきらず、別途倉庫を借りており、その倉庫費用の負担が重くのしかかっています。

B社に処分するか、引き取るよう求めても、もう少しと言われ、現在に至っています。どうすればよいのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

先ず、生産中止になった部品の金型（補給品）の所有権をはっきりとさせる必要があることから、契約書等で所有権の所在を確認します。契約書に定めていない場合は、誰が金型製作を発注し、誰が制作費用を負担したのか等の事実関係から考えることになります。

そして、金型の保管とその費用負担について、どのような取り決めがなされているかについて、契約書等で確認する必要があります。

本事例においては、親事業者B社が所有権を有する金型の長期保管を下請事業者A社に対して無償で強いているとすれば、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】不当な経済上の利益提供

実験費用の負担

A社（資本金2億円）は、B社（資本金10億円）からの発注に応じて真空装置の試作と量産を行っています。

試作品の発注を受ける前に、B社の要望により、類似した実験を行うことがあります。その実験の結果が良ければ試作品の発注となりますが、発注前に実験経費のいくらかでも取引先に負担してもらうことはできないでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。A社が「経済上の利益」を提供することが、A社にとって直接の利益となることをB社が明確にしない場合には、「A社の利益を不当に害する」ものとして下請代金法の違反に該当するおそれがあります。

B社の要望により、A社が実験を行うので、実験に要する費用をB社が支払わない場合は、「不当な経済上の利益提供」に該当するおそれがあります。最も良い方法は、B社と契約を結び、実験に要した費用の扱いを明らかにすることですが、留意すべき点は、実験の結果、特許出願等を行うような成果が現れた時に、当該成果は費用を負担する相手側に帰属させるべきであるという要求を断れなくなる可能性があるということです。

このため、次善の策として、実験を行い、これ以上継続すると費用がかさむ、あるいはリスクが急増するという段階で、正式な発注を行ってもらうよう申し出ることなどが考えられます。

この場合であっても、実験を相手の希望により行っていることを示すよう記録に残す（例えば、内容確認のFAXを先方に送信し、その結果を記録として保存するなど）ことなどが重要です。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】書面交付義務違反・支払遅延・不当な経済上の利益提供の要請

試作品の費用負担

A社（資本金2億円）は、B社（資本金15億円）から製品の部品の製造委託を受けていますが、商品化を予定した製品の試作品の製作を依頼されました。当社は苦心の末、試作品を納品しましたが、その部品の製造は他社に委託され、結局試作品の費用も支払ってもらえませんでした。

B社のこのような行為は下請代金法に違反しないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、商品化を予定した試作品の製造委託に係る発注書面の内容を確認する必要がありますが、発注書面を交付してないとすると下請代金法3条に違反します。

結果的に、相談者は納品したにもかかわらず、試作品の製造代金を支払ってもらっておらず、「支払遅延」となっています。また、A社は、無償で試作品を作らされたことになることから、「不当な経済上の利益提供」に該当するおそれがあります。

しかし、発注書面がないことから、実際にどのような条件で依頼を受けたのかが明らかではないことから、発注書面に代わる仕様書や納期、代金等が記載されている書面やメールやファックスのやり取りを整理しておいて下さい。

法令の根拠

●下請代金法第3条、第4条第1項第2号、第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】不当な経済上の利益提供の要請

金型の修理費の負担

A社（資本金5千万円）は、B社（資本金10億円）からプラスチックの成型加工の発注を受けています。この加工用の金型はB社が製造したもので、A社がこれを預かって加工作業に使用しています。この金型が古くなったため、B社から修理費用を負担すべきだと請求されています。応じなければならないのでしょうか。

本事例では、金型の所有権がA社なのかB社にあるのか、はっきりしないため、まず、金型の所有権をはっきりとさせる必要があることから、契約書等で所有権の所在を確認します。契約書に定めていない場合は、誰が金型製作を発注し、誰が制作費用を負担したのか等の事実関係から考えることになります。本件のように発注会社B社が製造して、それを成型加工に使用するため受注会社A社が預かっているということであれば、金型の所有権は発注企業にある可能性が高いでしょう。

A社は、B社が所有する金型を預かっている場合は、善管注意義務という保管責任があります。Aの保管に落ち度がない以上、修理義務や修理費用を負担する責任はありません。所有者B社が自らの費用で修理すべきです。

B社の行為は、「不当な経済上の利益提供の要請」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったとき・不当な経済上の利益提供の要請

派遣社員の人件費

A社（資本金 1,000 万円）は、B社（資本金 4 億円）から無償で支給された部品を使用して化粧品容器の組立作業を受注しています。

1. 作業単価は、従業員の賃金価格のみで諸経費分を認めてくれない。
2. B社に納品した荷物の積降や分別等の作業をA社に要求してくるから、社員を派遣しているが、その費用を支払ってくれない。
3. 納品時の受入検査をA社にさせ、良品についてはB社が検査費用を支払うが、不良品の場合は検査費用を支払わない。

これらの点について、B社の指示に従わざるを得ないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

まず、A社とB社の契約内容の確認が必要です。

契約に定めが無い場合、作業単価については、単価が通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定め、価格改定の交渉に応じない場合、「買ったとき」に該当するおそれがあります。

契約に定めがあったとしても派遣社員の問題と検査費用の問題については、B社の利益のために、契約で定められていない作業を無償で行うことを強要させているとすれば、「不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第5号、第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき・不当な経済上の利益提供の要請

従業員の派遣要請

B社（資本金 100 億円）は、自社の棚卸に際して、A社（資本金 4,000 万円）をはじめとする下請事業者には作業協力を命じてきます。A社は、従業員を棚卸業務に派遣せざるを得ませんが、費用は一切支払いません。B社は、棚卸要員の派遣費用は、下請代金に含まれていると主張しており、「A社は製品を自ら検査・管理しなければならない」という契約の規定が根拠だと言っています。

B社が棚卸費用は下請代金に含まれていると主張するのであれば、契約書の条項や請求明細等の証拠書類によって下請代金の内訳を示させるべきです。

また「A社は製品を自ら検査・管理しなければならない」という契約の規定が下請代金に含まれている根拠だとB社は主張していますが、これはA社の作業の範囲内で「検査・管理」をするものであり、この規定をもってB社の棚卸に従業員を派遣することを合意したとするには飛躍があります。

仮に、納品検査を下請事業者に委託するという規定であったとしても、検査費用を親事業者が負担しない場合は問題になります。

このように、親事業者が自社の棚卸を下請事業者の従業員にさせることは、下請代金法の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。また、B社が言うように下請代金に含まれているとすれば「買ったたき」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第5号、第4条第2項第3号

【区分】下請代金法、不正競争防止法

【違反類型】

秘密漏洩

A社は、機械部品の修理を、機械メーカーであるB社から請け負っています。A社が開発した部品の設計図をB社に閲覧させたところ、その設計図を無断で使用し、別の作業を行っていることが判明しました。類似した設計図はまだ他にもあり、その閲覧も求められています。どうすればいいのでしょうか。

一番確実な方法は、B社に設計図を見せる際に、秘密保持契約書を交わすことです。設計図の種類を特定して、B社はこれを特定の目的以外に利用したり、第三者に開示してはならないという内容で秘密保持契約を結ぶものです。

さらに、設計図については、A社は事業所内においても、誰でも簡単にアクセスできるような状態にはせずに（施錠、パスワード管理等）、厳格に保管しておく管理体制を敷くことが重要です。

こうした自衛策により、B社が不当に利用したり、開示したりしようとするときは、不正競争防止法によって、B社に対する差止や損害賠償などを行うことができます。

また、本件は修理委託であることから、資本金基準を満たしていれば、下請代金法が適用されます。

その場合、B社がこのような秘密保持契約の締結を拒んで、従来のように無償で使用していた場合は、設計図の無償提供をさせることは下請代金法の「不当な経済上の利益の提供要請」に違反するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第3号、不正競争防止法第2条、第3条、第4条

第2章 独占禁止法関係

【区分】独禁法

【違反類型】適用の有無

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引 方法の適用

A社は運送業者で、B社（メーカー）から製品の配送を受託しています。B社の担当者から、配送料の一律 20%の値下げを言い渡されました。これは、下請代金法違反となるのでしょうか。

下請代金法が適用されるための要件は、1つは、資本金基準であり、もう1つは、取引内容です。本事例では、A社はB社の製品の配送を受託していますが、下請代金法が適用される取引は、請負った運送（役務）を他の事業者にも再委託する場合（他者に提供する役務）に限定されますので、下請代金法の適用から外れます。この場合、荷主が物品の運送を委託しているので、独禁法の「物流特殊指定」が適用されることがあります*。

※「物流特殊指定」の適用要件は、下請代金法とほぼ同様であり、輸送又は保管を委託する場合、①資本金が3億円超の事業者（荷主）が3億円以下の事業者（運送業者）に対して委託する場合、②資本金が1,000万円超～3億円以下の事業者（荷主）が1,000万円以下の事業者（運送業者）に対して委託する場合、③委託する事業者（荷主）が受託する事業者（運送業者）に対し取引上優越した地位にある場合が対象となります。

また、下請代金法の「買ったたき」に相当する「運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対して支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること」は独禁法の違反行為（不公正な取引方法）に該当するおそれがあります。

価格水準は委託内容等により異なるため、一概に違反となる値下げ率を示すことは困難ですが、十分な協議を行わず、一方的に値下げした配送料を押しつける行為は、独占禁止法の不公正な取引方法に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●独占禁止法第19条、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公取委告示第1号）

【区分】独禁法

【違反類型】物流特殊指定適用の減額

不当な値引き分の返還要求

A社（資本金 1,000 万円）は運送会社ですが、荷主B社（資本金 9,000 万円）から過去 10 年間にわたり運送代金を 3～10%協力金の名目で値引きを求められていましたが、最近、公取委から警告があり、以降協力金を取らなくなりました。10 年分の値引き分を取り戻すにはどうしたらよいのでしょうか。

（１）なお、本件は、荷主と運送業者間の取引であることから、下請代金法上の「自ら用いる役務の委託」に該当し、この結果、下請代金法ではなく、独禁法の「物流特殊指定」の適用を受けると聞きましたが、独禁法違反で値引き分を回収することはできるのでしょうか。

（２）また、この荷主との取引をやめるつもりはないことから、匿名で申し出て、調査を依頼することはできるのでしょうか。

（１）について

本事例については、A社自ら指摘しているとおり、下請代金法の適用対象ではなく、独禁法の物流特殊指定の適用を受けます。

独禁法違反が認められた場合は、公取委が排除措置命令を下しますが、同命令では、違反行為の取り止めを命ずることが中心であり、減額分の返還を命じることはありません。

（２）について

匿名の申告は可能ですが、公取委が調査に着手するには具体的かつ詳細な情報が必要となります。公取委では調査に際し、申告者が特定されないよう十分注意していますので、申告の際に相談していただきたいと思います。

法令の根拠

●特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公取委告示第1号）

【区分】独禁法

【違反類型】物流特殊指定

単価引下の遡及適用

A社（資本金 800 万円）は、B社（大手食品メーカー）から食品の運送を請け負っております。また、B社は出資金が3億円を超えている法人です。

A社とB社は、今年の4月に契約を行いました。B社から10月に契約を見直しと言ってきました。見直しの内容は、4月の契約で決めた単価を引き下げ、それを4月まで遡って適用し、4月以降に支払った代金から差額分を返せというものです。

このようなやり方は、法令に違反するのではないのでしょうか。

本事例においては、発注者のB社が荷主であることから、下請代金法の適用は受けず、独禁法の不公正な取引方法の「物流特殊指定」が適用されます。

なお、本事例のように、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、一度締結した契約内容を過去に遡って変更し、過去に生じた差額の返還を要求するようなことは、認められておらず、物流特殊指定上の減額に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公取委告示第1号）

【区分】独禁法・下請代金法

【違反類型】購入強制・優越的地位の濫用

購入強制

A社(資本金 5, 000 万円)は広告代理店ですが、広告主B社(資本金 1 億円)が広告物作成の発注の際に、広告主の製品の購入を暗に断れないように要求してくるのですが、これは下請代金法違反の問題にならないのでしょうか。

また、広告主B社は、A社に対し、A社が普段、再委託を行っているC社が、広告主B社の製品を購入するようA社に圧力をかけてくるのですが、いかがでしょうか。

広告主B社にとっては、広告物は無料で配布するものなので、自家使用となり、広告主自身が繰り返して広告物の作成を行っていなければ、下請代金法の情報成果物作成委託に該当しません。

まず、下請代金法が適用されない場合で、広告主B社が広告代理店A社に対し、取引上優越した地位にある場合、広告主B社から広告代理店A社に対して、広告物作成の発注の際に、広告主B社の製品を購入しないと暗に発注に影響するようなことをほのめかして、事実上、商品購入を強制することは、独禁法第 19 条で禁止する不公正な取引方法のうち優越的な地位による濫用行為として問題となる恐れがあります。

次に、広告主B社が自ら広告物の作成を繰り返して行っている場合にA社に広告物の作成を依頼する場合及びA社が、C社（資本金が 1, 000 万円以下の場合に限る。）に広告物作成の再委託を行う場合は、下請代金法の情報成果物作成委託に該当します。

その場合は、広告主B社がA社に対し、自己の指定する製品の購入を強制すると広告主B社が、A社又はC社に対し、事故の自己を強制すると、A社は下請代金法で禁止される「購入強制」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●独禁法第 19 条「不公正な取引方法」(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) (一般指定) 第 14 項優越的地位の濫用、下請代金法第 4 条第 1 項第 6 号

【区分】下請代金法・独禁法

【違反類型】優越的地位の濫用

木型代の立替金

A社（資本金 1,000 万円）は、鋳物の製造販売を営む会社ですが、取引先 B社（資本金 3 億円超）から鋳物の製造委託を受注しています。

鋳物は 1 個約 10 万円で受注していますが、鋳物用の木型（1 個約 3 万円）については、2 年間の型代を予測して 2 年後に支払うという制度が採られており、例えば、毎月 5 個とすると年間で 5 個／月×12 ヶ月＝60 個、60×3 万円＝180 万円と高額となり、立替金が多くなってしまい困っています。

今回、何年ぶりかの仕様変更で木型も変更になるため、B社から見積書を提出するようにいわれましたが、立替払いが大変なので良い方法がないでしょうか。

下請代金法が適用されるのは、鋳物の製造委託であり、本事例の取引において木型自体には下請代金法は適用されません。

しかし、鋳物を製造するためには木型が不可欠であり、金型同様に A社が B社の仕様に合わせて木型を製造し、これを使用して鋳物を製造しているのですから、金型と同様に木型を受領した日から 60 日以内に木型の代金を支払ってもらおうよう交渉すべきです。この点、木型は、納品されず鋳造に用いられるので、鋳造を開始した時点を給付の受領日とみて交渉すべきでしょう。

それが合意できない場合には、2 年単位ではなく、もっと短いサイクルで決済することを求めるなどの調整点を見つけることが望ましいと考えられます。

法令の根拠

●独禁法第 19 条、「不公正な取引方法」（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）（一般指定）第 14 項優越的地位の濫用

【区分】独禁法

【違反類型】物流特殊指定

梱包材の回収費用

A社（資本金1億円）は、荷主B社（資本金10億円）から工場等出荷場所から納品先までの条件で貨物運送を引き受けています。しかし、配達先では荷物を開梱したときの梱包材のゴミを持って帰るよう指示されます。このため復路で他の荷物を積載することができません。

まず、委託契約の内容を確認して下さい。契約内容に梱包材料の回収が含まれていない場合は、ゴミの回収費用の支払いを求めるか、復路の運送ができないことを説明し、運賃自体の見直しをB社に要求することが考えられます。

荷主と運送業者との間の取引は、独禁法の不公正な取引方法の「物流特殊指定」の適用を受けますので、委託契約の範囲に梱包材料の回収が含まれていない場合に、無償で回収業務を行わせるなど、不当にA社の利益を害する場合には、同規定で禁止している不当な経済上の利益の提供要請等の違反行為に該当しているおそれがあります。

なお、A社によるゴミの分別回収作業や復路のゴミ運送が、どのくらいの代金・費用に相当するか具体的な費用を計算してデータを用意しておくことも効果的でしょう。

法令の根拠

●特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公正取引委員会告示第1号）

【区分】下請代金法・独禁法

【違反類型】書面の不交付・不公正な取引方法（優越的地位の濫用）

不当な契約条項

A社は、B社から物品の修理を委託されていますが、B社からの発注は、口頭によるものが多く、契約書を締結していませんでした。

今般、契約書を作成して締結しようとしています。条文の中にA社が修理したものでユーザーから苦情があったときは、B社は無償で契約解除できる旨の規定があるのですが、これはA社に不利な条項ではないのでしょうか。

A社とB社が、下請代金法の資本金基準を満たしていれば、「修理委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請代金法が適用される場合、B社は発注書面の交付をしてないことが多いので、下請代金法第3条に違反しているおそれがあります。

また、A社が修理したものについて、顧客からの苦情があった場合に、B社が下請事業者の責任を問わずに契約解除できる規定は、A社に一方的に不利益な内容となっています。

B社がA社に取引上優越的な地位にある場合、一方的に相手に不利益な条項を押しつける行為は、独禁法の不公正な取引方法（優越的地位の濫用）に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第3条、独禁法第19条、「不公正な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示15号）（一般指定）第14項優越的地位の濫用

【区分】独禁法

【違反類型】優越的地位の濫用

検品作業の負担

A社は、資本金300万円の有限会社で、B社（資本金1,000万円）から工場内で加工作業を請け負っていますが、A社が作業したものに髪の毛が入っていた（製品は食品ではない）との理由で、これからは、別の会社に検品作業を依頼するので、その費用を負担するよう求められています。さらに、検品してやり直したものについて、費用を負担するよう要求され困っています。

本取引事例は、発注者のB社の資本金が1,000万円であることから、下請代金法の適用とはならず、請負契約に基づく問題です。

B社は、今後、検品作業を実施し、その費用をA社に請求するとしています。が、検品の導入理由が、「髪の毛が入っていた」という納めた製品の品質などに関係のないものであれば、その是非について双方が十分に協議する必要があります。

仮に導入する場合であっても、検品方法、検査基準等を予め明らかにしておく必要があります。発注書面に当該費用を計上していない場合は、A社に負担させることはできません。

また、やり直しについても、仮にやり直しをすべき製品があったとしても、やり直しの基準、理由や金額の根拠等についてB社に確認を行い、根拠が不明だったり、明らかに過大であると認められる場合は、B社がA社に対し取引上優越的な地位にある場合、相手に一方的に不利益を押しつける場合は、独禁法の不公正な取引方法（優越的地位の濫用）の問題となる場合があります。

法令の根拠

●独禁法第19条、「不公正な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）（一般指定）第14項優越的地位の濫用

【区分】独禁法【違反類型】

【違反類型】

共同研究開発

A社は、B社と共同研究開発契約を結び、自動車の安全装置に関する技術開発を進めていますが、共同研究開発契約の覚書では、当該研究開発が終了した後も、A社が、他社と同じテーマで研究開発することを禁じています。このような規制に問題はないでしょうか。

共同研究開発契約において、研究開発実施期間中に、同一テーマについて第三者との研究開発を制限したり、禁止する契約条項がよく見られますが、共同研究の成果物についての混乱やトラブルを避ける目的で結ばれている限り、原則として問題はありません。

しかし、研究開発終了後まで同一テーマについての第三者との研究開発を制限することは、その必要性を明らかに超えており、パートナーの経済活動の制限は、公正な競争を阻害するおそれが強いことから、独禁法に違反する可能性が生じます。

ただし、研究開発が終了した後であっても、共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため、又は、参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合には、合理的期間に限って、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは許される可能性があります。

法令の根拠

●独占禁止法第19条、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月20日 公正取引委員会公表）

第3章 民法・商法関係

【区分】民法

【違反類型】減額

履行遅滞による損害賠償

A社は、B社から機械部品の受託を1,000万円で請け負いました。納品が4日遅れたところ、発注元機械メーカー（C社）から、納期遅れの損害の他に、1週間分の損害を加算した請求がなされたとして、B社から支払代金を600万円に減額すると言われました。B社との関係では、遅延に係る損害等は発生していません。減額に応じなければならないのでしょうか。

納期遅れにより、C社にどのような損害が生じたのか不明ですが、B社は（契約書はなくても）C社に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負うこととなります。このため、損害賠償の範囲が問題となると解されます。

C社に生じた損害が通常損害と解される内容の程度のものであれば、B社としてその賠償義務を負いますが、A社は賠償義務を負いません。

なお、C社がA、B社に対し、ゴルフ練習場のオープン時期を予め告知し、「納期厳守」を申し入れていた等の事情がある場合、C社の被った特別損害についてもA、B両社ともに賠償義務が生じることがあります。

又、当事者間で予め賠償額の予定をしていた場合は、その額を負担することになります。

損害賠償の範囲は、契約内容、損害の程度、寄与度等にもよりますが、明らかに過大であると認められる場合は、「下請かけこみ寺」に御相談ください。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、第420条、第542条、第632条

【区分】民法・商法

【違反類型】

運送契約の不履行に基づく損害賠償

運送会社のA社は、元請業者B社からの発注で、C社（荷主）の精密機械を東京から大阪まで運びましたが、開梱後、外観上のキズ等が発見されたため、B社から、検査に要した東京大阪間の往復旅費等として50万円を請求する旨の連絡がありました。ちなみにA社が請け負った運送代は、5万円でした。

輸送後、確認したところ、A社の設置したパレットはずれていなかったものの、C社が設置した精密機械がパレット上でずれていたため前記のキズ等が発生したものと思われます。

B社は、「A社が確認を十分にしなかったので、50万円を支払え」と言うのみです。C社の指示通り積込みをしたものであり、賠償金は双方で話し合う余地があるのではないかと考えます。

A社が運送を依頼された貨物が「精密機器」であったことから、A社が商品の性状等を知っていて受注した場合、運送にあたっての注意義務の程度は重いと解されます。当該機器をパレットに固定するのは、一義的にはC社の義務であったとしても、車両の走行中にズレが生じ当該機器に損傷を与えないかは、A社として十分注意すべきところです。

しかしながら、当該機器の損傷に基づく損害の発生は、A社とC社の共同責任と解されることから、B社が一方的に要求する金額を支払うのではなく、A社とC社の責任の負担割合を協議して支払うべきです。

損害の発生原因を生じさせた者が複数存在する場合は、原因に対する寄与度に応じて、双方が協議を行い、負担割合を決定する必要があります。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、商法第577条、第578条

【区分】民法

【違反類型】

金型破損の損害賠償

プラスチック射出・成型を業とするA社は、A社の従業員の不注意で金型を破損してしまい、6日間操業停止したため、B社への納期が遅れたことによる損害金として200万円をB社から請求されています。全額支払うのは納得がいかないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

A社の従業員が不注意で破損し、納期を遅延したのであれば、契約違反（債務不履行）責任を負います。なお、従業員は相談者の「履行補助者」と解されます。

A社とB社の間で、予め債務の不履行について損害賠償の額を200万円と予定していた場合は、相談者はその全額を支払うことになりますが、そのような合意がない場合は、「通常生ずべき損害の賠償」をするのが原則で相手方に生じた「特別の損害」については、その事情を予見し、又は予見できた場合のみ負担することになります。

以上のことから、B社が主張する200万円の損害の内容を十分に吟味すべきでしょう。なお、損害賠償の範囲は、予め賠償額を予定していない場合は、B社の主張が妥当な額であるかどうかを十分に協議する必要があります。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、第420条

【区分】 民法

【違反類型】

クレームの責任と損害の負担

Bは機械部品の加工を業とする個人事業主ですが、下請け（個人事業主）Aに対し機械部品の加工を外注しました。BからAに対する注文書には、クレームが出た場合は全てAの責任であることが明記されており、また、Aへの代金支払は7月末としていました。

元請け（C）から2回にわたりクレームがあり、1回目のクレームはAが対応しましたが、2回目は、早く対応する必要があることから、Bも加わって対応し、完了しました。

Aに対し、クレームに対応した追加材料費の半額及びBの作業代を差し引いた代金をBが支払ったところ、当初の代金を全額支払えとAから恫喝され困っています。

個人事業主同士の取引であることから、下請代金法の適用は受けませんが、Cからのクレームの責任がAの故意や過失によるものであれば、Bからの減額は不当とはいえないでしょう。

ただし、代金を全額支払うことを恫喝されていることについては、Aが、例えば、取り立てを反社会的勢力に依頼するような手段をとった場合は、刑事事件として警察に相談すべきです。

また、Aは私法上の紛争解決手段として司法手続によらずに自力で権利の実現を図ること（自力救済）は禁じられています。

法令の根拠

●民法第709条

【区分】 民法

【違反類型】

部品の瑕疵による製品の損害

A社は、建設機械の部品の製造を行っている資本金1,000万円の会社ですが、主として建設機械エンジンの部品の製造をしています。

最終ユーザー（C社）が建設機械を使用していたところ事故が発生し、A社の部品が不良品であったことが事故の原因として1億円の補償を親事業者であるB社から要求されています。どうすればよいのでしょうか。

A社が納品した部品の不良品がA社の責めに帰すべき事由に基づいて発生したものであるかどうか確認する必要があります。もし、A社の責めに帰すべき事由に基づいて事故が発生した場合、債務不履行として損害賠償請求を受ける可能性はあります。

ただし、損害額1億円の妥当性については、C社の損害の内容、程度を十分調査する必要があります。また、仮に1億円が妥当な場合、B社がどのような保証を行うか、また、A社とB社の負担割合を判断することとなりますので、「下請かけこみ寺」に御相談ください。

法令の根拠

●民法第415条、第416条

【区分】 民法

【違反類型】

図面に指示の無い箇所に対するクレームと損害賠償

A社(資本金 3, 000 万円)は、B社(資本金 3, 000 万円) から鉄板の加工を受注し、指示図面どおり加工し納品しましたが、顧客（C社）から返品されたことを理由にB社は損害金の負担をAに請求してきました。クレーム内容は、特に指示されていない加工でしたが、不本意ながら支払いました

その後、B社は再納品のための製品仕様を具体的な指示を図面に追加してA社に委託してきました。A社は、この作業を外部の業者（D社）に再委託して再納品しましたが、これもクレームがつき結局発注を取り消されました。

本事例は、資本金基準を満たしておらず、下請代金法は適用されず、請負契約に基づく問題です。

最初のクレームは、B社の指示した内容どおりの製品を納品したのであれば、A社に請負契約上も責任はないはずです。請負のトラブルは、まず瑕疵・欠陥の内容とその原因を明確化することが大切です。特に発注者からどのような指示が出ていたのかを書面や証拠で明らかにしておくことが肝要です。

二回目のクレームは、再納品したものがB社の指示に適合していなかったのであれば、A社の責任ということになります。仮にA社の外注委託先のミスであったとしても、基本的にA社のB社に対する請負契約上の責任に変わりはありません。その場合は、本件の発注取消つまり請負契約の解除についても違法とはいえません。外注先の仕事ミスは、外注元が負うのが原則ですので、したがって外注元は委託先に対して慎重な作業内容の指示・確認が必要です。

以上のことから、初回クレームに要した費用は、A社はB社に対して請負代金請求権を有していますが、A社は、自社に責任がないことについて何の異議も述べずに損害金を支払ったという点で、返還請求が困難になることも想定されます。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、第635条

【区分】 民法・商法

【違反類型】

契約成立前の費用の負担

A社は、資本金 300 万円の清掃業を行う会社ですが、B社（ビルメンテナンス、資本金 2 億円）からホテルの清掃業務の助力を求められました

A社の担当者が現地へ行きB社と協議しましたが、翌月になって、今回の仕事は施主（C社）から断られ、御破算になったとのメールが届きました。

担当者の旅費、事務費等をB社に請求しましたが、支払ってくれませんが、法律上問題はないのでしょうか。

契約交渉過程において、予め現場調査等を実施する例はしばしばあり、多くの場合、当該費用は営業活動経費として賄われています。

本事例は、取引開始に至る前の条件交渉の段階で発生した費用であることから、営業活動の一環としての損失と解される可能性があり、このため、契約が成立したとみなされない可能性もあります。

したがって、少額訴訟による請求を行っても、旅費等の費用は、交渉過程で自社が負担すべき営業活動費と解され、裁判で認められない可能性が高いと思われます。

調査等に要する費用が相当高額であり、当該調査等が相手方の今後の事業展開に利便をもたらすような場合（例えば地質調査等）には、予め相手方に応分の負担を依頼しておくとい良いでしょう。

【区分】下請代金法・民法・商法

【違反類型】発注書面不交付・不当な給付内容の変更

発注の停止

A社（資本金1千万円）は、20年ほどB社（資本金3億円）から部品の製造委託を受け、取引を継続してきましたが（契約書はない）、需要の急激な落ち込みにより、突然、来月から当分の間発注を停止するとの連絡がありました。

A社の売上に占めるB社の売上は約70%を占めています。このまま発注停止が続けば、当社は倒産してしまいます。どうすればよいのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

まず、契約書が交わされていないことから、発注書面の不交付のおそれがあります。また、取引の実態を精査し、一定期間の契約が存在すると判断できれば、突然の発注停止は「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

契約書がないということから、B社に発注義務があると解釈することは困難です。契約上、B社に発注義務がない以上、発注しないことは契約違反とはならないことになります。

しかしながら、取引停止に関しては、相当の猶予期間の要件を欠く発注停止による親事業者の損害賠償責任を認めた判例もあります（福島印刷工業事件・昭和57年10月19日判時1076号）ので、大変困難な相談事案ですが、下請かけこみ寺に御相談ください。

法令の根拠

●下請代金法第3条、第4条第2項第4号

【区分】民法・商法

【違反類型】

入札による発注停止

運送業を営むA社（資本金1,300万円）は、運送業等を営むB社（資本金3億円）とは10年前から「運送契約書」を締結して継続的取引を行っています。

今年、運賃等の改定通知がB社から突然届き、競争入札が行われ、B社との月間取引額は600万円から300万円にダウンしました。

B社の取引の一部打ち切りは、「運送契約書」（解除の申出：30日前）に違反していないでしょうか。長期間、継続取引をしていた契約を一方的に入札通知を行い、業務を打ち切ることは、法令上問題はないのでしょうか。

なお、入札通知文書に、「入札に関して、他社と話し合いを行った場合は、一切の取引を停止する」との記載がありますが何か問題はあるのでしょうか。

B社の資本金が3億円を超えていないことから、本取引において下請代金法は適用されません。また、契約の一部が解除され売上が減少したものの、半分の業務が発注され、これをA社としても受注している以上、「運送契約」は解除されたとは云えず、このため同契約に基づく契約不履行を主張することは困難であると考えられます。

しかし、仮に、月間売上げが当初の1,2割にまで減少し、A社としてB社からの当初受発注と著しく相違するに至った場合は、実質的に契約解除に等しいとの主張ができる可能性があります。また、仮に運送契約書の中で、運賃単価のみならず、運送頻度・回数なども決めていれば、その契約条件の一方的な変更として、契約不履行の主張が成り立つ可能性もあります。

さらに、入札通知書にある「注意事項」は、入札参加者がカルテル等の違法行為を行わないよう注意したものであり、これが守られなかった場合は取引を停止するという条件は法令上問題とはなりません。

このため、同業他社の営業活動等について情報収集を行うなどして、B社との10年来の信頼関係に基づいて、新たな提案を行うなどの営業努力が必要であると考えます。

【区分】 民法・商法

【違反類型】

契約の終了

A社は、15年前からB社から製造委託を受け、契約期間1年の契約を毎年自動更新してきました。契約書には、中途解約条項はありません。

今回、期間満了日の3か月前にB社から契約を更新しない旨の通知が届きましたが、契約書に定められているので、仕方がないのでしょうか。

継続的契約が終了する場合は、①契約書に期間の定めがあり期間満了により終了する場合、②一定予告期間の後に解約できるという条項がある場合、③債務不履行が生じ法定解約による場合があります。その他に、当事者の合意で契約を終了させることもできます。

下請取引に関する判例として福島印刷工業事件（昭和57年10月19日判時1076号）があります。同判決では、「受注側が受注のために相当の金銭等の出費をしている場合、発注側は特段の理由がない限り、相当程度の猶予期間や損失補償を設けずに一方的に取引停止を行うことは許されない（要旨）。」として、6か月間の逸失利益（得べかりし利益）相当額が損害賠償として認められました。

契約の性質上、当事者の一方又は双方の給付がある期間にわたって継続して行われるべき契約、すなわち継続的契約といえる場合には、信義則上、契約の終了が制限されるとする判例理論があり、かかる理論の適用を受けられるかどうかは、ケースバイケースによるので、難しいところですが、下請かけこみに御相談ください。

【区分】民法・商法

【違反類型】

一方的な取引終了

A社は、自動車の部品加工の請負を行っています。発注先B社とは長期間の取引があり、売上げ全体の5割弱を占めています。

最近、B社から、①不良品が多いこと、②後継者がいないこと、を理由として、今年一杯で取引を切りたいと言ってきました。

しかし、A社の部品から不良品が常に出ているわけではありません。後継者がいないのは事実ですが、まだ10年程度は仕事を続けるもりです。

A社とB社間の取引に関し、契約条件を定める「契約書」が作成されている場合、一般的には「契約解除」事由についての条項があります。解除事由に該当する事由がA社に認められれば、A社の契約違反（債務不履行）として、B社から契約を一方的に解除され、契約の終了を通告されることもあります。「不良品」があったことが契約違反といえるかは、その不良品がA社の責任なのか、契約違反に該当するののかにより判断するしかないでしょう。

また、契約で有効期間の定めをしていて、期間満了により契約更新がされない場合も契約は終了しますが、A社に「後継者がいない」ということだけでは契約解除の事由にはなりません。

取引停止の通告を受けた場合は、先ず「契約書」の内容を確認しましょう。また、契約書がない場合や新規取引を行う場合は、「解除事由」や「契約期間」等を盛り込んだ契約を作成するよう、取引先と協議しましょう。

法令の根拠

●民法540条

【区分】民法・特定商取引法・割賦販売法

【違反類型】

契約の取り消し

インターネットの回線を光通信に切り替えると、今使っている電話機では雑音が入るとして、電話機の交換を勧められ、リース契約の申込書を出しましたが、NTTに確認したところ雑音が入ることはないと言われました。

リース契約は、7年間で総額96万6,000円と高額だったこともあり、また、着工前であったことから、取り消しを申し出たところ、キャンセル料23万円を払うように言われました。契約書を締結していないので、キャンセル料は支払う必要はないのではないのでしょうか。

リース契約の「申込書」を出したとのことですが、その申込書が「借受証」であると当事者の権利義務関係は大きく変わります。

「借受証」を交付すると「契約書は締結していない」と云っても、相談者と相手方との間で契約は成立し、解約は制限されます。

もう一度「申込書」をチェックし、解約に対して相手方が主張するような約定となっているかを確認して下さい。

相手方が虚偽の事実を述べているのならば、「詐欺」として取消の主張を、また、契約締結につき相談者側に「錯誤」があるのであれば、無効の主張ができる場合もありますので「下請かけこみ寺」に御相談してください。

なお、消費者保護の観点から、訪問販売や割賦販売等について、一定期間内であれば違約金等を支払わずに申し込みの解除等が可能である、所謂クーリングオフ制度もありますが、一般的には、事業者に対しては適用されませんので、特に個人事業主を狙った悪徳商法については、注意する必要があります。

法令の根拠

●民法第95条、第96条、特定商取引法、割賦販売法、リース契約（ファイナンス・リース契約）

【区分】民法・商法

【違反類型】

開発費の負担

A社（資本金1,000万円）は、機械製造を営む会社ですが、取引先B社（資本金3億円）の専用機械の開発に携わってきましたが、開発費用が1,000万円となったことから、B社に口頭で伝え、了解を得ました。

B社に1,000万円を請求したところ、既払分があるとして400万円に関する覚書を提示されたため、A社は受諾しました。その後、当該400万円について、300万円と100万円に分けた覚書が再度作成され、A社は受諾し、400万円が支払われました。

A社は、口頭合意の1,000万円をB社は引き続き認識していると思い、取り敢えず覚書を受諾したのですが、今後どうすれば良いのでしょうか。

A社とB社の契約内容を確認する必要があります。B社の専用機械をA社とB社で共同開発をするものなのか、A社はB社に対して開発技術の協力を行うものだったのか、また開発費用の1,000万円についてB社から了解を得たという意味でしようが、専用機械は未だ開発途上と思われます。

覚書の内容、趣旨も問題です。A社は、B社から口頭で1,000万円の了解を得ていたにもかかわらず、400万円での覚書を締結しており、また、400万円の内訳として100万円と300万円の覚書も締結し、実際に支払いも受けていることから、これら一連の行動の意味合いが問題となると思われます。

既払分の600万円を控除した残額400万円として、精算条項ある覚書を交わしたのであれば、A社は、追加請求はできないことになります。

A社は、覚書を取り交わしたにもかかわらず、何故600万円を追加請求できているのか、その事情の確認が必要です。

このため、「下請かけこみ寺」が紹介する弁護士に相談してください。その際、手元に残っている資料を持参するとともに、発注を受けてから、覚書を取り交わすまでの間のB社とのやり取りについて予め整理しておいてください。